

参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月七日(木曜日)午前十時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君
理事 重政 庸徳君
藤野 繁雄君
東 隆君
清澤 俊英君
島村 軍次君

委員

青山 正一君
秋山俊一郎君
雨森 常夫君
下條 康廣君
柴田 栄君
田中 啓一君
仲原 善一君
堀本 宜實君
安部キミ子君
小笠原三三男君
北村 暢君
小林 孝平君
羽生 三七君
上林 忠次君
河野 謙三君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

農林大臣 井出一太郎君

政府委員

農林政務次官 八木 一郎君

農林大臣官房長 永野 正二君

農林省農地局長 安田善一郎君

水産庁長官 岡井 正男君

水産庁次長 奥原日出男君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

食糧庁総務部長 武田 誠三君
食糧庁業務第二 日比野健児君
部輸入計画課長

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件

(日ソ漁業交渉に関する件)

(農林水産基本政策に関する件)

○開拓營農振臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○土地改良法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

○委員(堀末治君) それでは、これより農林水産委員会を開催いたします。

することを望んで、幾たびとなく委員会を開いて議論を重ねておりますが、政府から責任のある御報告がないわけ

です。

特に、新聞等におきまして、日本側の要求が十五万五千トン、それに対して十三万五千トンであるとか、十二万

トンであるとかいうような、われわれから見れば、はなはだ外交折衝上において不利ではないかというような報道が、しばしばなされておる。であります。

○委員(堀末治君) それでは、速記をとめることを一つ御了解願いたいと思

います。

速記をとめて。

午後零時三十三分速記中止

午後零時七分速記開始

○委員(堀末治君) 速記を起して。この問題については、本日はこの程度にとめて御異議ございませんか。

○委員(堀末治君) それでは、本日

はこの程度にとめます。

○委員(堀末治君) 続いて、開拓營農振臨時措置法案(内閣送付、閣法第八十三号、予備審査)を議題にいたし

ます。

この法律は、昨六日、当委員会に予備付託となつたものであります。

○政府委員(八木一郎君) 開拓營農振臨時措置法案について、その趣旨を御説明します。

戦後、多くの国内人口をかかえ、食糧増産、戦災者、引揚者の収容、あるいは国土の高度の開発利用という緊急

の要請にこたえて発足した開拓事業

も、ここに約十年余を経過したが、その間、政府といたしましてはこの事業

の達成のために多大の努力を払い、また、開拓者も生産の増大、営農の安定

のために日夜精進して参りましたため、その生産力も年々高まりつつあり

ます。

すなわち、その実績の概要を申し上げ

ますと、開墾面積約五十八万町歩、入植戸数約十五万五千戸、増反戸数約

八十二万戸に及び、このうち増反者を除きました開拓者の昭和三十年度の生

産額は、約二百九十億圓に達している

のであります。

しかしながら、開拓者の営農の現状を見ますと、入植後十年を経過してす

で既に既存農家の水準を越え、新しい農業経営の先駆者と認められる者もあり

ますが、他面、おおむね良好とはい

がたい立地条件の開拓地に入植し、加

るに、ここ数年の連続災害に災

害され、いまだに営農の基礎も確

立できない不安定な開拓者も少なく

ないのであります。

右の実情にかんがみまして、政府といたしましては、都道府県と協力いた

しまして、これらの開拓者に対し、自

主的に計画を立てて共同して営農の改

善をはからしめるため、第一に、開拓

者が既往の災害によって借入れまし

た資金を償還可能な条件の資金に借り

かえる措置を行い、その融資について

利子補給及び損失補償の道を開き、第

二に、これらの開拓者の耕作する開拓

農地についての農地法施行法に基く成

績

第一

第二

第三

第四

第五

第六

第七

第八

第九

功検査の時期を三年を限度といたしまして延期するとともに、これらの農地についての耕土培養事業についても必要な調査及び事業を行う等の特別の措置を講ずるほか、計画の達成に必要な資金の融通及び開墾建設工事の促進、その他必要な援助に努めまして、開拓者の営農の基礎をすみやかに確立し、開拓地における農業の健全な発展を期するものであります。

以上が開拓農業振興臨時措置法案の趣旨でございます。

○委員長（堀末治君） この法律案の審査は後日に譲ることにいたします。

○委員長（堀末治君） 議題に追加して、土地改良法の一部を改正する法律案（内閣送付、憲法第八十四号、予備審査）を議題にいたします。

この法律案は、昨六日、当委員会に予備付託となったものであります。

まず、政府から提案の理由を聞くことにいたします。

○政府委員（八木一郎君） 土地改良法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

土地改良法は、土地改良事業実施の基本法として昭和二十四年に制定されましたが、以来七年有余を経過いたしました。その間、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させることに、食糧増産に寄与するため、本法に基きまして、農地の改良、開発、保全及び集団化の事業が推進されて参つたのであります。

しこうして、昭和二十八年には土地改良事業の実施手続の簡素化を主眼とした一部改正がなされたものであります。が、その後の土地改良法の運営実施

の状況にかんがみまして、なお、土地改良事業の実施手続の面でやや煩瑣に過ぎ、または不備であると考えられる諸点がございまして、実情に即して適切な是正をはかる必要が痛感されるに至つたのであります。

また、政府はこのたび、国が行う特定の灌漑排水事業、干拓事業等につきまして、その事業資金の拡充と効率的実施をはかるため、特定土地改良工事特別会計を設置いたしました。と考へ、今国会に別途特定土地改良工事特別会計法案を提案しておりますが、これに照応しまして、土地改良法の関係部分につき一部を補正することとしたのであります。

さらに、土地改良事業の施行上重要な役割を果しております土地改良区等が行う土地改良事業、いわゆる団体営事業につきまして、より一そう適切かつ効率的な実施をはかるため、かねてより、技術面、運営面にわたつての連合組織による指導体制の確立が望まれていたものであります。そこで、これら土地改良事業施行者の共同組織として土地改良事業団体連合会を設置し得る規定を新たに設けたいと考えたのであります。

以上が土地改良法の一部を改正する法律案を提出いたしました主要な理由であります。

以下、法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

第一は、土地改良事業の開始手続を簡素化したことであります。すなわち、従来土地改良区の設立、農業協同組合、市町村等による事業の開始手続として、土地改良事業計画の概要等につきまして、都道府県知事が事

業の適否の認定と本審査との二段階の審査手続をとつてきたのであります。が、本改正法案では、本審査のみで土地改良事業計画等の審査をいたすこととし、事業の適否の認定の手続を省略して手続を簡素化することにいたしました。同様の趣旨によりまして、国営、県営事業の開始手続につきましては、従来の予備審査にかえて事業の適否の決定の手続をとることとし、これを簡素化したのであります。

第二は、土地改良区に関する規定を整備したことあります。土地改良区は、土地改良事業実施の母体となる農業者の団体でありまして、土地改良区の適正な運営をはかることによつて、初めて土地改良事業の円滑な推進が期待されるのであります。本改正法案におきましては、従来の経験にかんがみまして、理事の任期の延長、総代の定数の減少をはかるとともに、賦課金等の徴収手続、理事が欠けた場合の措置を定める等、不備と見られていた点を改めたのであります。

第三は、特定土地改良工事特別会計の設置に照応しまして、土地改良法の関係規定を補正することとしたのであります。言ひまでもなく、国営土地改良事業は、土地改良事業の基幹となるものであります。これが効率的実施をはかることが強く要望されております。このたび、政府は、国が土地改良法に基いて行う特定の灌漑排水施設の新設、干拓等の工事につきまして、特定土地改良工事特別会計において、事業費のうち国庫負担分を一般会計から繰り入れるとともに、地元負担金に見合う部分は資金運用部等から借り入れて事業を行うことができることと

し、もつて事業量の増大と工事の早期完成をはかることとしたのであります。が、本改正法案におきましては、この特別会計において行う特定土地改良工事を実施するための基礎的規定を設けますとともに、干拓事業につきましては、干拓地の処理に関する規定を補足いたしますこととしたのであります。

第四は、土地改良事業団体連合会に関する規定を設けたことあります。土地改良事業団体連合会は、土地改良区、農業協同組合等の土地改良事業団体の共同組織により、土地改良事業の効率的運営を確保することを目的とする法人でありまして、都道府県または全国を地区とするものであります。連合会の事業は、組合員に対する土地改良事業に関する技術的援助、情報の提供、調査研究等でありまして、その他、定款、役員、総会等につきまして必要な規定を設けてあります。

なお、以上のほか、多目的事業の一環として行われる土地改良事業の実施手続、都道府県分担金の徴収、国有土地物件の管理、処分等につきまして、それぞれ所要の改正を加えました。

以上が土地改良法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○委員長（堀末治君） この法律案の審査も、後日に譲ることにいたします。

これにて暫時休憩いたします。

午後一時五十分開会
○委員長（堀末治君） それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

本日は、武田食糧庁総務部長から、食糧庁についての説明を承ります。

○説明員（武田誠三君） 私、食糧庁総務部長の武田でございます。長官、ちよつと衆議院の方の委員会に呼ばれておりますので、私かわりまして御説明を申し上げたいと思ひます。

お手元に「食糧庁の部」というプリントを差し上げてございしますが、これに基きまして概略を御説明申し上げます。

最初に、予算の関係から申し上げた方がよろしいかと思ひますので、おしまいの十八ページ及び十九ページに、三十一年度の歳出入の見込、それから二十四ページと二十五ページのところに来年度の歳出入予算の概要を示しをいたしております。

で、まず食糧庁では、御承知のように、米、麦——主要食糧としての米麦の買入れ、売り渡し、これは国内産のもの並びに外国産のもの、それからそれによりまして主要食糧の供給の均衡をとるようなことをやってきておるのであります。主要食糧以外のものといひまして、イモ類——これは澱粉あるいは切りほしカンショの形で買入れをし、また大豆、菜種等につきましての生産者価格の支持を目的といたした買入れをやっております。それから飼料需給安定法に基きまして、えさの価格を安定いたさすために、外国から、ふすま、トウモロコシ、その他の飼料を買入れまして、これを国内で払い下げをいたしまして、飼料の価格安定を期しております。そのほかにも、もう一つ、テンサイ糖の振興法に基きまして、北海道におきましてテン

サイの買入れ、売り渡しを行なつておるわけでございます。従いまして、食糧管理特別会計におきましては、食糧管理法に基きます物資、それから農産物価格安定法に基きます物資、飼料需給安定法に基きます物資、テンサイ糖振興法に基きます物資というふうに、四つの異なる目的を持つた法体系から出て参りますものを、買入れ、売り渡しをいたしておるわけでございます。

そこで、まず三十一年度の歳入歳出の概略は、この十八ページにございますように、歳入といたしましては、全体で四千九百二十五億九千四百六十六万一千円、歳入、それに対して歳出五千二百三十八億五千六百九十三万一千円、こういうことに相なっておりますが、この損益の關係は、一ページ前をめぐっていただきましたところの、十六ページ及び十七ページにございまして、右側の利益の部の所の一番下の所に、本年度損失百六十一億四千二百九十八万三千円という金額が掲げられてあるわけでございます。この百六十一億円と申しますものは、いろいろな今申し上げました各主食、あるいはえさ、濃粉、そういつたものの損益を全部通計をいたしまして、出て参りました金額になつておるわけでございます。

そこで、この百六十一億円の部門別の損益の概要でございますが、国内の米におきまして、百九十九億の赤字を予想をいたしております。それから、これはプリントに書いてございせんのですが、国内の麦におきまして六十億の損失、それから、外米におきまして二億円の損失、外国麦におきまして百九十九億のこれは黒字、益であります。

それから農産物、濃粉等でありまして、これにおきまして六億の赤字、テンサイ糖におきまして四億、飼料におきまして六億、その他で一億、合計いたしまして百六十一億の損失見込み、大体部門別にいたしまして、こういう見込みに相なつておるのであります。

それから三十二年度でございますが、三十二年度は、お手元にお配りしてあります表の中の二十三ページの右側の一番下の所でありまして、本年度損失百四十一億八千万円、大体百四十億の数字を見込んでおるわけでありまして、これを今申し上げました部門別にいたしまして、国内の米におきまして百七十三億の赤字、麦におきまして七十五億の赤字、それから外国米におきまして十七億の赤字、それから外麦、輸入麦におきまして百三十二億の黒字、農産物におきまして二億の赤字、農産物の赤字、合計いたしまして百四十二億というものを一応予想をいたしておるわけでございます。食糧特別会計の大体の損益の三十一年度及び三十二年度の見通しといたしましては、今申し上げましたような形に相なつておるわけでございます。

そこで私どもで、今食糧庁におきましてやっております仕事の内容につきまして、すでに御承知と存じますが、ごく概略御説明を申し上げます。

最初に、食糧法に基いております米の買入れ、売り渡しに關します仕事でございますが、これは国内の米の集荷につきましては、御承知のよう、三十年産米から予約集荷制度、いわゆる事前完済申込制度と申しておりますが、従来の強権に基きます割当供

出制度から、事前に農家の方から今年度の米についてこの程度の売り渡しの申し込みをするという予約をしていただきまして、それに基づいて買入れを行なうという制度を実施いたしております。予約集荷制度の概要は、おおむね作付前を本来自途といたしておるのであります。六月ないし七月のころにおきまして各生産者からその生産者が登録をいたしておきます指定集荷業者、これは大部分が農業協同組合であります。そのほか一部集荷商人が入っておりますが、自分の登録しておきます指定集荷業者にその年にとれます米について、何ぼの売り渡しをしたいというこの申し込みをしていただくわけでありまして、その申し込みに伴いまして、石当り二千円の概算金を支払うということになっておるわけでありまして、月末日ごろまでに予約の受け付けを完了をいたすわけでありまして、その後、実際の集荷高その他が明らかになりました時期に、凶作その他によりまして当初の予約数量を政府に売り渡しができないという場合には、それにつきまして補正をいたしておるのであります。

そういうような形で最終的にきまりましたものを、法規上は供出割当をするという、これはまあ形だけの問題になります。このこと、集荷をいたしておるわけでございます。今日のまでの米の集荷の実績は、この第一ページにございまして、三十年産米は、御承知のよう、非常に大豊作でありまして、最終の買入数量は三千八百八十万八千石という大きな数字になつて

おります。それから三十一年産米、昨年産米につきましては、この表は十二月十日で古い数字になつておりますが、最近現在で二千八百四十八万九千石、約二千八百五十万石の集荷の成績を上げておるわけでございます。そういう形で国内の米につきましては集荷をいたしております。

かようにいたしまして買入れをいたしました米を配給に乘せているわけでございますが、配給關係につきましては、四ページの所に各米穀年度別の配給数量と配給辞退の狀態を表にしてお示ししてございまして、これを政府から米の卸屋さんを通じて各消費者に配給をいたしているわけでありまして、御承知のように、生産県とそれから著しく不足をいたします消費県とございまして、そこで東北北陸のような過剰の地帯から、京浜、京阪神といったような消費地帯に米の輸送をいたしまして、それを各県の卸売業者に毎月売却の割当をいたしまして、売り渡しをいたしまして、かつ、それが小売を通じて消費者の方に流れていくということになつております。

現在、米の配給日数につきましては、生産県におきましては、内地米の基本配給を十日、それから中間県、これは米を搬出しないし、また搬入もいたさない、いわば自給自足の県であります。それから、これらの県に對しましては、基本配給としておおむね九日分、米の基本配給は八日ということを実施をいたしております。そのほか、希望配給といたしましては、各県を通じて十日分の内地米の希望配給をやつておるといふ形でございます。そのほか

に、内地米の配給といたしましては、従来の労働加配米、これが昨年の十月から職場配給というように形が變つたのであります。これは、職場における各労働者に対しての食糧の配給を、職場を通じて行なうという制度を別途に行なつております。これが大部分の内地米の配給であります。そのほか、一部飲食店に對しまして配給いたします業務用米の配給制度、これを実施いたしております。そのほか、内地米の大きな需要の一つといたしまして、いわゆる酒米がございまして、酒米につきましては、特に特定の酒米品種というものがございまして、これは一般の米よりやや高く買入れをいたしまして、また高く酒屋さんに払い下げをいたしておるという形になつております。この酒米の需要量は、おおむね百二十万石ないし百三十万石くらいの数字に達しております。

そのような形で内地米の配給をいたしておるのであります。最近の配給実績というものは、この五ページの31・R・Yと書いてあります三十一米穀年度におきましては約九一%の有効需要であります。九%程度の配給辞退が年間を通じてあった。それから希望配給におきましては、五四%の配給辞退で、有効需要としては四五%というような程度に相なつております。これは、基本配給における配給辞退は、主として東北地帯において起つてゐるものであります。それから希望配給につきましては、これは東北、北陸等の大生産県におきましては、むしろほとんど、有効需要と申しますか、受配がきわめて少い。ほとんどゼロに近い県が

相当あつたわけでございます。大消費地におきましては非常に高い有効需要を示しておりますが、希望配給における受配状況というものは、生産県、中間県、消費県によりまして非常に事が違つております。最近、三十一米穀年度は三十年産米の豊作の影響が非常に大きく現れておまして、最近の一月から二月にかけては、基本配給、希望配給、ともに相当程度の有効需要の伸びを示しかけてきております。

大体内地米につきましては、今申し上げましたような形で集荷を行い、また配給を行なつておるわけでありまして、この配給の面におきまして、卸売業者、小売業者、消費者の間の結びつきの関係でございますが、これは消費者が各小売業者に登録をしていただきまして、さらに小売は特定の卸しに登録をしていただく、こういう形で系列をはつきりしておるわけでありまして、その場合に、消費者と小売業者との間は、年二回自由に登録がえができるという形になっておまして、消費者の御希望に応じまして、年二回時期を限つて登録変更ができる、こういう形に相なつております。

それから、その次に内地の麦の集荷でございますが、これは十一ページのところに買入数量の推移というものが書いてございまして、麦の集荷につきましては、これは御承知の通りに、二十七年から間接統制の形をとりまして、従来の直接統制をはずしたわけでございます。現在は、従いまして、麦につきましては生産者あるいは生産者団体等から売り渡しの申し込みがありますれば、随時政府はこれを買入れをするという形に相なつております。このときの現

在の内地の動きにつきましては、御承知のように、食糧管理法によりまして、麦の価格が二十五、六年の麦価をベースにいたしまして、それによるパリティ価格でかぎをきめられております。一方、その当時と麦の、食糧全体が漸次需給が緩和されて参りましたという事態等によりまして、政府の買入価格は非常に高く、それから逆に政府の売却価格はやや逆さの値を最近では呈しているわけでありまして、そういうようなことから、大麦、裸麦、小麦、いずれにつきましても、ほとんど大部分のものが政府の買入数量になつてしまつて、自由流通の数量はきわめて少いという形に相なつてきております。特にその傾向は、裸麦と小麦において著しいということが言えるであろうと思ひます。政府の買入数量の推移につきましては十一ページのところにずつと出ております。

今申しました麦の買入価格の動きであります。これは十二ページと十三ページのところを書いてございまして、大麦につきましては、三十一年産の大麦の買入価格は千六百九十九円でございます。それに対しての売却価格千六百六十五円といふことで、逆さやに三十一一年産麦についてはなつてしまつておるのであります。それから裸麦につきましては、買入価格が二千二百二円、売却価格は二千五百四十円といふことで、これも五十二円の逆さやになつております。それから小麦につきましては、買入価格二千九百九円、売却価格二千七百五十四円といふことで、これも三十四円の逆さやになつておるのであります。このような形に相なつておまして、ここ

に麦の問題としては大きな問題があるのではないかと、かように考えておるわけでございます。麦につきましては、かようにいたしまして、政府に買入れになりました麦を、各県のこれまた生産県、消費県という違いがございまして、一部麦の搬出入を行ひまして、それぞれの地点において製粉業者あるいは精麦業者に対して、その需要に応じて割当売却を行なつておるといふ形に相なつております。

それから、その次に外米でございますが、外米につきましては、御承知のように、準内地米ないし指定外米と呼ばれております。いわゆる日本米の系統の米がございまして、それから別途にタイ、ビルマ等で生産をされますインディカ系の細長い形をした米があるわけでございます。この二つの種類の米の輸入をいたしておるわけでございますが、いわゆる指定外米はいろいろ所の産米であるかと申しますと、これは台湾米、それからアメリカの加州米、あるいはヨーロッパのイタリア米、エジプトの米、スペインの米等が大体指定外米と称せられるグループに入るわけでございます。それから普通の、いわゆる普通外米と称しますものは、タイ、ビルマが主でございます。このほかヴェトナムでありますとか、中共米の一部等が普通外米であります。なお、申し落しました、中共米の中には指定外米のグループに属するものも一部ございまして、大体そういう形になつておりますが、現在指定外米の政府で買付を行なつておられますのは、主として台湾だけでございます。そのほか昨年一部中共の米を買付をいたしておりますが、最近買付をいたしております

ますのはほとんど全部台湾米でございます。それから普通外米につきましては、タイとビルマからまづこれを購入をいたしております。これは、御承知のように、指定登録商社に対して入札制をもつて買入れをいたしておるわけでありまして、政府の買入場所は港の倉庫渡しといふことに相なつております。その買入れました外米をそれぞれ、各地の需要に応じて政府の方で運送をし、卸売業者に売、こういう形に相なつておりますが、指定外米につきましては、中間県におきまして二日というものを、配給のワケにいたしております。そのほか業務用に指定外米の売却をいたしておる。それから普通外米につきましては、これは全国一律に一人当り一カ月について五キロといふ、これは制限があつてないようなものであります。従いまして、普通外米につきましては、ほぼ自由にそれぞれの登録をしておられるお米屋さんから購入ができるという形に、実質的には相なつておるわけでございます。

そのほか、外米の需要をいたしましては、碎米を一部輸入をいたしておりますが、これはもつぱらみそ等の加工原料に向けておるものでございまして、以上のような形で外米の買入れ、売り渡しを行なつておられますが、外米につきましては、これは小麦と大抵、いづれも輸入をいたしております。ここに一つ表に落ちておりますが、大麦につきましては、御承知のように、カナダとアメリカと豪州と、この三地域から買付をいたしております

す。それから大麦につきましても同様に、カナダ、アメリカ、豪州、この三地域からの輸入であります。輸入につきましては、同様に入札制度によりまして、着港の倉庫渡しで政府が買入れをいたしまして、これを各消費地で、政府運送にかけた上で、割当売却をいたしておるといふ形に相なつております。

大体以上のような形で米と麦の買入れ、売り渡しをいたしておるのでございまして、次に農産物価格安定法関係のイモ類につきましては、これは御承知のように、澱粉の価格、それから切りほしカンショの価格を維持をいたすことによりまして、生産者のカンショの価格を維持していくという形で、買入れを例年いたしておるのでございまして、これにつきましては、年々買入れをして売り渡しがほとんど進んでおりませんために、非常に手持ちがふえております。

それから、えさにつきましては、ふすま、トウモロコシ、飼料大豆、飼料小麦といふものを外国から買付をいたしまして、これを国内の時価に準拠いたしまして払い下げを実施をいたしておるのでございまして、それからテンサイ糖につきましては、テンサイ糖の五カ年計画に基づき生産計画に基づきまして、買入れ計画を立てて、これによつてのテンサイ糖の振興をいたしておる、かような形に相なつておるわけでございます。大体の業務の内容は以上の通りでございますが、そこで予算の中におきまして主要な項目について御説明を申し上げて参りたいと思ひます。

それから蔵出といつたしましては、食糧の買入費、これは米麦の国内産、外国産、含めまして四千百七十七億の買入れ総額に相なります。それからその次に事務費九十九億、約百億に近い数字であります。これは食管特別会計に属しております職員の人件費、旅費、それから庁費がこの中に入っております。約百億でございます。それから農産物等の買入費、これは濃粉その他の

いうことに相なりますので、これを加えました三千四百六十七億円というものが三十二年度末におきます食糧証券の発行高に相なるわけでございます。

そこで、ここに内訳をお示してないので申しわけないのでありますが、食糧管理費二百六十三億円というものがございしますが、これのあらかたの内訳を申し上げますと、食糧管理費二百六十三億円の内訳は、運搬費がこのう

それから農産物等の管理費が十一億
ございますが、このうち濃粉あるいは
切りばしカンシヨ等、農産物価格安定
法に示されております物資に關します
管理費が約六億円でございます。六億
円のうちの大部分は保管料でございます
して、約五億一千万円余りに相なつて

おります。それからテンサイ等の管理費が一億七千万円ほどで、これは保管料でございます。それからえさの管理費が三億五千万円で、これも大部分が保管料支払いの経費でございます。

大体以上のような内容に相なっておりますのでございますが、大体米の需要量というものがどの程度あるかということとをさらに申し上げておきたいと思いますが、これは四ペーじと五ペーじを

す。非常に、三十年の豊作以来、国内
 地米並びに外来の需要が激減してきて
 おるといふことはおわかりいただける
 かと思ふのであります。

それから麦の問題につきましては、
 先ほど申し上げましたように、国内の
 買入価格と売渡価格との間に逆さや関
 係になっておりまして、国内産麦はお
 おむね政府の手元に集買されてくるこ
 ういふ形に相なっておりますが、これを

しまして外麦の輸入は八十万トン前後というのが大体の姿でございます。精麦につきましては、二十七年の直接統制から間接統制に移行いたしました以来、非常に設備の増設が行われまして、最近では非常な実は乱立状態になつてしまひまして、精麦企業の操業度が約二五％前後というような形に相なつてきておるのであります。そこへもつてきまして、一昨年からの豊作の

関係等がありまして、企業の非常な倒産を続出するというような形が現われて参りまして、ただいまこれらにつきましては業界の再編成、企業整備を中心とした再編成を今実施をいたしておられます。小麦につきましては、精麦に比べますと、中小製粉はやはり三十年の豊作以来非常に苦しい経営を続けてきておられますが、精麦業界ほどの競争というものでないに立ち至っていないようでありまして、これは最近の小麦あるいは精麦の売れ行きを見ておりますと、やはり小麦の方が回復が早いようであります。

麦につきましては、今申し上げました業界の、製粉、精麦界の問題と、さらに国内の麦の価格体系の問題とが当面してあるという形に相なっております。

非常に難題に御説明を申し上げますが、食糧庁でやっております食糧特別会計の大ざっぱな内容と、やっております仕組につきまして、ごく簡単に御説明を申し上げます。

○羽生三七君 ちよっと、委員長。さっきの御説明になった数字の中で聞き落したところがあるのですが、もうちよっと……。恐縮ですが、食糧赤字の内訳のところを、もう一度。

○説明員(武田誠三君) 三十二年度でございますか。

○羽生三七君 三十一年度ですね。

○説明員(武田誠三君) 三十一年度のをずっともう一度繰り返して申し上げますが、国内の米、国内産米におきまして百九十九億、それから国内産麦、これが六十二億、それから外米、これが二億、それから外国産、これは益で百十九億、それから農産物が赤で六億、テンサイ糖が赤で四億、えさが赤

で六億、その他一億、合計いたしまして百六十一億でございます。

それから三十二年度が、国内の米で百七十三億、それから国内の麦で七十五億、それから外国産米で十七億、いずれも赤字であります。それから外国産の麦で黒字で百三十二億、それから農産物で赤字で二億、それから……。

○羽生三七君 百三十二億は外麦ですか。

○説明員(武田誠三君) 外麦が黒で百三十二億、それから農産物が赤で二億……。

○清澤俊英君 農産物というのは濃粉だけですね。

○説明員(武田誠三君) 濃粉、切りほしの関係です。

それから、えさで赤が七億、以上合計いたしまして百四十二億という形であります。

○河野謙三君 御説明いただいた分は、私は全部問題点を含んでおると思っておりますが、これはまあゆくりとまた……。私の希望は、小委員会が何か作って、十分質疑を尽してもらいたいと思っておりますが、とりあえず御説明いただいた大資料の中で一つ伺いますが、外米の買入れは倉庫でされるということでした。どういう形で倉庫で政府は買入れ入れているのですか。

○説明員(武田誠三君) どういう形でと申しますと、具体的には、港に船が着きまして、それを、外麦でありますれば、まあサイロ施設のある所はサイロ、ない所は麻袋に詰めまして、それを倉庫に併付をいたしましたところを買っていただくわけでございます。

○河野謙三君 この十ページに輸入外米政府買入価格のところの註のところ

で「1、CIF価格に輸入諸掛を加えたもの」と書いてありますね。「輸入諸掛を加えたもの」と特に書いてある意味が私はわからない。倉庫で買うならば、諸掛りも何も含んだもので商社から買えばいいのですよ。CIF価格とさらにプラス輸入諸掛りと、こう分けておるところは、倉庫で買っているというところにはならないのじゃないですか。

○清澤俊英君 関連でちよっと出してもらいたいのですが、たとえば横浜のサイロへ入れますね、麦など。そのとき、施設は食糧庁が持っているでしょう。人員もこっちはそろっている。あいうものを機械であそこまで持つていって、いくやうが倉庫に入っていく。こういうことになる、河野さんと同じ問題が出ますね。あいうものを例にしてはつきりした線を出してもいい。

○説明員(武田誠三君) ここに「CIF価格に輸入諸掛を加えたもの」と書いてございまして、CIF価格というのは、御承知のように、向うのFOBにフレイトを加えて、CIFになつてくるわけでございますが、これに港における荷作りの経費、それから倉庫に入れますから倉庫賃、倉庫併付賃を加えた価格をわれわれの方の予定価格といたしまして、入札にかけておる、こういう形になっておるわけでございます。

○河野謙三君 それ私にはわからないと言います。輸入の諸掛りというものは、それぞれの商社のリスクによつてやるものであつて、本船の荷役賃が幾らであるとか、麻袋が幾らであるとか、買付けが幾らであるとか、そ

ういものは全部商社の計算の中に入つておるものであつて、あなたの方はただ倉庫で買うというなら、袋なら袋に入つたものを入札で買えばいいと思うのです。それをCIF価格というものと輸入諸掛りを分けているところが、わからないと思うのですが、どういふわけで政府は必要があつて、そういうふうな二段階にしているのですか。

○説明員(武田誠三君) これは、私の方で予定価格を建てますときに、そういう積算をやっておるわけでありまして、従いまして、ここにお示しいたしておりますのは、私の方としてはこの最終の買入価格一本で考えておるわけなので、CIF価格は一つの参考的なものとして、これは当然出て参るわけですので、そういう形でここに注を表現しておりますので、ここにお示しいたしております政府の買入価格は、CIF価格ではございせんという趣旨で、注と書いておるようにお読み取りいただきたいと思つております。

○河野謙三君 それでは、奥歯に物ははさまつたやうな言い方をしないで、もつと率直に言います。商社から買うときに、輸入諸掛りも何も関係ないじゃないですか、あなたの方では、そうでしょう。輸入諸掛りは、商社が当然自分の計算で輸入が考えられるのです。運賃で商社が損する可得するかは、あなたの方の関係したことでない。農林省自体が運賃の諸掛りを計算することはない。麻袋が幾らであるとか、荷作りが幾らであるとか、最終的に倉庫まで商社の自己のリスクで持つてござえて、そこで競争させたいじゃないですか。何で農林省がそ

うものを計算する必要があるんですか。私はそれが不思議でならない。もつと具体的に言いますと、農林省はなぜ、私が今言うように、すっぱりやらなかつたのですか。やれない理由があるのでしょうか。保管協会であるとか、やれ共榮商事であるとか、輸入食糧協会とか、そういうあなたのおかえの、今鉄道の方でいう鉄友会のようなものがあるから、それにあなたの意思が入らないようにする。この段階まで来れば、それをやらなければならないと思つたのです。あなたにそういうことを言つてもどうかと思ひますけれども……。

○説明員(武田誠三君) これは米につきまして、たとえば台湾米なら台湾米につきまして、現地の台湾政府との間で向うの価格をきめておる。政府間できめておるわけでありまして、これは御承知の通りだと思つておりますが、それを日本の港に着け、かつ倉庫でこ

ちらは仕切るといふことで、政府で買入れをいたします予定価格をどういふふうにきめるかといふことをいたしませんと、入札それ自体に予定単価なしの入札といふことはできないと思つたので、そういうことで諸掛りを国の方で一応想定をいたしまして、そして想定単価をきめておる、こういう形になつておるわけでございます。

○河野謙三君 あの、こういうことばかりあまり申し上げると……。私は、内容はあなたがいふ知つていふので、意地悪になりませんから、これ以上は申し上げませんけれども、この際運送賃だとか、倉庫賃だとか、やれ何とかんとか言ふ業者ににらみをきかして、そうしてあなたの方の外郭団体の

うものを計算する必要があるんですか。私はそれが不思議でならない。もつと具体的に言いますと、農林省はなぜ、私が今言うように、すっぱりやらなかつたのですか。やれない理由があるのでしょうか。保管協会であるとか、やれ共榮商事であるとか、輸入食糧協会とか、そういうあなたのおかえの、今鉄道の方でいう鉄友会のようなものがあるから、それにあなたの意思が入らないようにする。この段階まで来れば、それをやらなければならないと思つたのです。あなたにそういうことを言つてもどうかと思ひますけれども……。

ようなものを、今までは認めていたかもしれないけれども、この段階に来ては認めるわけにいかないですよ。そういうものを完全に清算して出直すだけの決心が必要だと思ふのです。これは大臣に言うことだろうと思ひますから、これはあまり掘り下げたは言いません。あとでゆつくり言ひます。

もう一つ、サイロのここに経費が一億一千万円とありますね、サイロのかせいでいる保管料というのはいくらかのくらゐあるのですか。

○羽生三七君　もう一つ、ついでにお伺ひしたいんですが、三十一年度政府手持米のこの線の最高のものだと思ふんですが、戦前の自由販売時代の政府手持米の平均数字というの、その辺のところはおわかりになりますか。

○説明員(武田誠三君)　戦前の最高の数字、ございますのですが、私ちょっと今手元に持っておりませんので、私が、私の記憶では、ちょうど例の太平洋戦争が始まります前の昭和十六年の十一月一日現在の政府の古米の手持ちが、たしか四百萬石余りであつたように記憶をしております。そのほかに御売り、まあいわゆる米の商人の持つております、古米だけではありませんが、古米の数量がたしかに七百萬石であつたように記憶しております。これは米の量としてはだいぶ減つてきたときの形であります。

それから河野先生の御質問の倉庫及び倉庫の保管料をですね、普通に払つたらどのくらいかというのを実は計算したのがあるんですが、ちょっと私今記憶しておりませんので、よく調べまして、資料としてでもお渡しいたしてあげようと思ひます。

○河野謙三君　すると、大体これは政府がサイロを作つて、その償却が、人件費くらいのもは現在かせいでいるんですか。サイロの特別の会計が赤字になつてゐるか、赤字になつてゐるんですか。

○説明員(武田誠三君)　実は、サイロと深川その他の政府倉庫とを全部一緒にして計算をいたしておりますので、それをこまかく、サイロは幾ら、政府倉庫の関係は幾らというのを、至急に調製いたしまして、その上でお答え申し上げたいと思ひます。

○河野謙三君　今そこになければ、あともいいのですが、サイロの稼働率はどうなつております、横浜とか名古屋などは。

○説明員(武田誠三君)　サイロの稼働率は、これは所期の目的までまだ達しておらないと思ひます。これは港におきます港荷役労働者、労働者ですね、港荷役労働者等とのいろいろな関係がありまして、最初の出発当初にストその他の問題等もありましたものから、漸次調整をして、最近ではだいぶ稼働も上つてきておりますが、所期の予定まではまだ達しておらないと思つております。

○河野謙三君　どのくらいの数字、稼働率になつております。二〇とか、三〇とか、五〇とか……。

○説明員(武田誠三君)　私、ちょっと間違つたことを申し上げるといけませんので、よく調べてから、お答えいたしたいと思ひます。

○小林孝平君　この資料の一番最後のページの「第三部 問題点」ということが書いてありますが、この「消費者価格の改訂について」ということが書

いてありますね。その二行目に、「消費者家計支出はその間一割上昇して負担能力があると考えられ、」こういふふうに、非常に米の値上げを簡単に説明されてゐるんですが、これはどうなんですか、こんなに簡単に考へてゐるんですか。

○説明員(武田誠三君)　これは、そう簡単に考へてゐるということではないのです。で、御承知のように、消費者価格をきめるときは一つの要素として、御承知の家計米価の問題があるわけですから。そこで家計費の、家計支出の状態がどういふふうになつてゐるかということが、やはり一つの判断をいたしますときの問題点でもございますので、その点がどの程度になつてゐるかということをお話のうちに、簡単に消費者価格を考へてゐるということではございません。

○小林孝平君　これを一つの資料にされたんですが、この間閣議決定で値上げの方針がきまつた、そのときの理屈ですね、これも一つの何なんですか、そういうものはないのですか。これだけ値上げしてもいいというものが検討された資料はないんですか。つまり取りやめになりましたけれども……。このあとの方に書いてある、食糧特別会計が赤字だからこれだけ上げようといふことなんですか、そのとき検討したのに、このくらいはいいだらうというよりなことで、ここに書いてあるようなことがいろいろ考へられたんじゃないのですか。

○説明員(武田誠三君)　これは私どもの方としては、幾らがいいかというよりも、ここで消費者家計支出云々とい

うのは、具体的に昭和二十九年以来の消費者の家計支出がどの程度になつてゐるかというのを調査をいたし、それを取りまとめたことはございます。

○小林孝平君　いや、その閣議決定をいたしました値上げの原案をきめる際に、今もここに例が一つあつてゐるんですけれども、このほか、さらに、この内容でもいいのですが、このくらい上げて差しかへないという、その決定をされる資料というものはなかつたんですか。

○説明員(武田誠三君)　消費者価格の問題をどういふふうに取り扱つかといふことにつきましては、お話の通り、こゝろに一つ家計支出の状態でありまして、それから現在の各地におきまして希望配給なら希望配給の有効需要がどういふふうに動いてゐるかとか、いろいろなことをやはり資料として取りまとめた参らねばならないというふうに思ふのでございます。で、この家計費がどういふふうになつてゐるかという資料につきましては、御必要でありますれば、別途お示しを申し上げても差しつかえないと思ひます。

○小林孝平君　その資料をいたされた、素材だけでは困るんです。その結果、これだけ上げて差しかへないという結論を出されたと思ひます。その結論が一般大衆には非常に困るというところで、特にまた自民党の方では、内部で困るという問題があつたんですから、その原案の困らないという資料を取りまとめたものを一つほしいんです。

○説明員(武田誠三君)　消費者価格を幾らにしてもいいかということについての最終的な結論といふんですか、これについては、御承知のように、一部低所得者層についてどういふふうな考へるとか、いろんな議論があつたわけでありまして、最終的にこれこれこゝろでこゝろといふところまで……。

○島村軍次君　今で大体わかりました、要するに、ここにこれだけ、小林委員のお話しになつたように、家計支出から見れば取れる、こゝろの見方では、その基礎を、閣議決定されたものを、これははつきり数字を出してもらいたい。具体的にいへば、今度何といふか、審議会というものを、お作りになつて、それに対する検討資料もいろいろ出されるでしょうが、少くとも当委員会におきましては、あわせてそういう問題に関する資料も検討を加えたいと思ひます。従つて、あなたの方でいろいろ調査された事項で、この価格に関係のある事項について、今後の審議の過程において十分用意してもらいたいと思ひます。それだけあわせて希望いたしておきます。

それからもう一つ、御小売との間の登録の変更の制限の緩和に関する問題、これは内容は多少存じしておりますが、どういふところを問題点としてあげておられるのですか。

○説明員(武田誠三君)　米の御売業者と小売業者との間の登録の関係、あるいは御売業者それ自体についての問題等があるわけでございます。御承知の

よりに、現在卸と小売との間には、登録関係で結びつきが固定をいたしておきます。で、それに対して、いろいろな動きがあるわけでごさいます。一つには、やはり卸売業者としては、地理的な関係から特定の地域だけを受けて持つ。何と云いますか、非常に便利のいい地区を持っております小売屋さんのよい登録として集めてあるという関係が、一方にごさいます。それから御承知のように、全国で地理的条件その他いろいろ異なっておりますので、不便な所の小売屋さんとしては、なかなか経営それ自体も必ずしも安定した形で行き得ないのです。そういう関係を卸のところで一部相殺的な調整を行なう必要はないというよりなことも起つておるわけでありますが、そういうようなことが部分的、部分的に見ますと、あつちの卸につきたい、こつちの卸につきたいという希望が出て参りまして、これがいろいろと今、登録制度の改善についての業界からの一部の意見になつておるのではありません。それから別途、卸売業者の経営内容自体におきまして、いろいろと検討すべき、かつまた、合理化をしてもならなければならぬというよりな面もございますので、その両者のからみ合いで登録制度の改善をできるだけはかつて参りたいというところで考へておるのであります。さしあたりまして考へられますと申しますか、検討をいたしておりますのは、やはり卸売業者の数は現在よりもふやさない形において、しかも小売との結びつきをある程度自由にすると思ひますか、こういうような形ではないかと考へております。

○島村軍次君 前の河野大臣の時に、この問題についてある一つの成案ができておつたように承つておるのですが、その内容と、それからそれをどうしておやめになったかという問題について、お答え願ひたい。

○説明員(武田誠三君) 前大臣の當時に、最終的なところまで決定をした形では案はできておりませんでした。これは、その後内閣もわかりまして、いろいろと全般的に、現在の食糧特別会計なり食糧管理の問題につきまして、御検討をいただくというよりなことに相なつて参りましたので、そういう方面の御検討ともならみ合せまして、この登録制度についての改善も今後さらに検討を加えて参りたい、かように考へておる次第でございます。

○島村軍次君 手持米のうち、黄変米としての数量は現在どのくらいあるか。それから最近の、でつこうです。黄変米として問題になつてからどのくらい払い下げをされて、その価格はどういうふうになつておるか、そこでおわかりになれば……。

○説明員(武田誠三君) 病変米の最近の手持ちは約十一万七千トン程度でございます。その後またさらに売却を一部いたしたりしておると思ひますが、さらにまた變つてきておると思ひますが、おおよそ十一万七千トン前後に相なつております。で、三十年の二月以降病変米を今日まで処理をいたしました数量は、全部で約二万七千トン程度でございます。

これを処理をいたしましたおもな用途は、食品加工用に約一万七千トン程度、それからアルコール原料を約七千六百トンほど、それから糊用に二千ト

ン余りがおもな内容であります。これらの処理をいたしました単価は、用途並びにその売却をいたしました時期によりまして非常区々であります。大体、これらのものすべてを平均いたしまして、今日まで処理いたしました価格は約六万円ぐらゐのトン当りの単価に相なつております。この中には、指定外米等政府の原料用材の払下価格が非常に高いものがございますので、そういうものを一部原料用材の価格をそのまま売却いたしておりますものもありまして、平均単価としては約六万円ほどに相なつております。

○島村軍次君 そうしますと、つまり払い下げの普通の価格の何割安というぐらゐになるか、概算ですね。

○説明員(武田誠三君) これは、政府の現在原料用材に払い下げいたしております。価格が、実は昨年普通外米の値段を下げましたりいたしましたときに、同様に価格改訂をいたしましたわけでありまして、当初三十年の初めごろは、原料用材に指定外米を売ります場合のトン当りの単価は、八万円を相当と一パーしておつたと思ひます。私こまかく今記憶いたしておりますが、八万数千円であつたと思ひます。それから普通外米の原料用材価格も、やはり六万円前後であつたように記憶をいたしておるのであります。それが最近の政府の払下価格は、普通外米につきましては五万三千円前後の価格に値下げをいたしております。従ひまして、その間の政府の原料用材価格の払い下げの推移につきましては、御必要でありましたら、別途資料をお出しいたします。

○島村軍次君 まあ、あとからできるだけの資料をお願いしたいといふことを希望を申し上げておきます。それからさらに、問題はいは、中間経費と俗に言ひ、それについていずれ御検討になつておると思ひますが、そこでそういう内容を、最近の二、三年間ぐらゐの推移を一つ詳しいものを、まあ原価といひますか、そういうふうな意味になる資料を一つお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、その年の需給情勢によつて外米を輸入されるのだからと思ひますが、たとえばタイあたりを買つてみまうと、タイの方ではぜひ買つてもらいたいと言ひ、こちらの方では買いたくないと言ひ。しかし、やはり外国貿易との関係なり、国のあらかじめの契約とかいふような関係で、昨年、一昨年のような豊作であつても、二十六年、七年ぐらゐの輸入数量とあまり變つていない。そういう点に、非常な無理というか、あるいは取引上のかけ引きとも関係がある問題ですが、外貨の関係その他で、農林省の御主張通りにいっていいのではありませんかと思ひますが、その点、もし事情がわかつたら、知らしてもらいたい。

それから、これを端的に言ひますと、たとえば今河野委員もお話になつたように、政府の手持ちが、石数にいたしまして、三十一年十月末では九百五十九万九千石と、こういうことですね。そうなりますと、大蔵省あたりの考へ方、あるいは従来自由党で統制撤廃を考へた時には、手持ちが相当あれば統制撤廃をしてもいいのだという機運があつた時代もあるのです。これは私の意見ではないのですが、すぐそういうふうなことに結びつきやす

いと思ひますが、それに対する今の考へ方を一つ率直に聞かしていただきたい。

○説明員(武田誠三君) 政府の手持米につきましては、この資料にもお示ししてございますように、十月末に非常に大きな数量を手持ちをいたしておるわけでありまして、これは三十二米穀年度、従ひまして、本年の十月末の持ち越しというものがどういふ形になつてくるかということが一つの問題になつて参ることだと思ひます。この中の手持ち総量がここに示してございます数字であります。このうち内地米と外米とにこれはそれぞれ分けて考へなければならぬというよりな私ども考へておるのであります。内地米の、特に内地古米の手持ちがどのようになつて、需給の関係あるいは統制の緩和等の問題も一つの目標、指標として問題になつてくることだと思ひます。この三十一年の十月末は、ここに書いてあります内地米の手持ちが約七十万トン、五百萬石程度のものになつておるのであります。私どもの方で三十二米穀年度についての需給の推移の想定をいたしておりますが、その結果として、この七十萬万トンの手持ちは、今年の十月には四十萬トン程度に、四十萬トンを多少割るくらいのところには減るのではないかと。現在のまあ配給日数を維持をいたして参ります場合には、四十萬トン程度になるのではないかと。その当時私どもが見通しておりましたよりも、やや希望配給等については最近の需要は強くなつてきております。従つて、あるいはさらにその数字を下回るといふような結果

に、今年の十月としてはなるのではないだろうかという見方をいたしておられます。この内地米の手持ちがどの程度あれば安心であるかどうかということは、これはやはりその年の作柄いかんで非常に大きく左右されて参りますので、ただ単に手持ちの数量が多い、少いということだけで、食糧管理の方式なり統制をどうにかいうようなことは、これだけではとうてい判断はできない問題ではないかというように考えておられます。

○堀本宜實君 この資料の「問題点」の最後に、「麦の買入価格決定方式について」とありますが、その最後に「弾力的な運営を困難にしている」というようなふうに書いてあります。これは逆にこれを考えてみると、麦の価格というものはパリティによってきめられておるのだ。従って、下げたいと思うけれども、なかなかそれがじやまになつて下げられないというような意味に解せられると思うのですが、この「弾力的な運営」というものは、これは法律によってパリティというものがきまつておるのですから、これをどうしようというのか、これをどうすればいいとかいうようなお考えを持つておられるのか、何か腹案がありそうなのに見えぬのですが、そのお考えを伺いたい。

○説明員(武田誠三君) ここに「弾力的な運営を困難にしている」と、こう書いてござりますが、御承知のように、かつまた、先ほどちよつと御説明を申し上げましたように、現在のパリティ価格によりまして政府の買入れ価格の方が、現実の麦に對します需要者側の実勢価格よりも、はるかに上回つ

ておるのであります。従ひまして、形式的には間接統制ということに相なつておりますが、ほとんど直接統制と変わりがないというようになつております。で、一方で精麦の価格にいたしましても、あるいは製粉の価格にいたしましても、これは別にマル公があるわけではございませんし、企業それ自体も自由になつておるわけでありまして、そこで、御承知のように、麦の消費者価格と申しますか、各製品の価格につきましては、米なりそのほかの食糧の価格なり、そういったものの供給力が豊富であるかどうかということによつて著るしくまあ左右されるわけでありまして、で、そこで本来麦を間接統制にもつておるわけであることが本旨として、国内の麦につきましてもある程度自由な流通がなされるということが前提であり、そのことがまた企業自体の発達にも健全な役割を果していくと思ひますし、それから農家の方の収入と申しますか、といったものにつきましても、これは農産物価格安定法と同じでいいかどうかということについては問題があると思ひますが、一定の支持価格といたつたような意味合いが相当強かつたものであると思ひます。で、二十六、七年当時の米と麦との間におきます主査としての何といひますかパランスと、最近の兩者の間におきますパランスといふものは、おのずから違つてきておると私は考えます。で、そういうような意味合いから、この買入価格と売渡価格との間の現在の逆さやといふものは、今後まあこれが続いて参りますと、食糧会計の赤字といふことだけの問題でなしに、これはぐるぐる回りを生じてくる。政府から払い

下げを受けて、またそれを政府に売るといふ形が起つてこないとは言えない。そこにまあ非常に大きな危険があるわけですね。そういうふうな逆さや關係を生ずるような形の制度というものが果して妥当であるかどうかという点については、私は非常に疑問があるのではないかというように実は考えておるのであります。

で、これに書いてありますのは、そういう意味で、実際の実勢価格よりも高いパリティ価格になつておるもので、そこで買入価格が突つぱられてしまひますと、そのほかの施策がそれによつて非常に大きく影響されるという意味で、弾力的な運営が困難であること、こういふふうに書いておるわけでありまして、

で、これに伴つて法律を改正したり、あるいはどういふふうにするかという点について、具体的に今対策を持ち合せるかといふことの御質問と思ひますが、これにつきましても、いろいろなことが考えられると思ひますが、特にこのうでなければ、これが一番いいところまでの結論は、まだ持ち合しておりません。しかしながら、麦作といふものを、いわば畑作をさらに振興して、国内の麦作なり、麦作農家の経営コストといふものをできるだけ安くしていくというふうな施策が一方でとられると同時に、現在の麦の買入価格なり何なりにつきましても、さらに所要の改善措置が講じ得られれば、その点はある程度円滑な行政の推進ができるのではないかと、いふような点を考えておられます。

○堀本宜實君 お話を伺つてみると、どうもパリティというよりなものにつ

いて若干非難を、否認をしようとする傾向のように受け取れるのでありますが、農業収入面でも米に次ぐ重要なものでありますことは御承知の通り、ただいまもお話がございましたが、これがパリティによつて買上げられておるといふ基本を変更するという点になりまして、これは大へんな問題が起るのでないかと、思ふのであります。すでに麦価を下げて……先般下げられましたね、二月でございしたか。これによつて逆さやは一そうその幅が増大してきておる。どうしてそういう場合に、需要供給の關係によつて下げられたものとは思ふけれども、そういう現象が現実の施策の上で起つて、そしてその逆さやが大きくなつた。従つてパリティというものがじやまになつて、ここで弾力性を失つたから、それによつて改定意図があるやうなおいひをさせますことは、生産者にとつては非常な不安を増加する傾向になるのではないかと、かように私は思ふのであります。少くともこの間接統制といへども、一応農産物価格の安定を基本としてそれによつてきめられておると思ひますので、先般麦価をお下げになりました、しかも逆さやであると言ひながら、その逆さやが一そう幅を広くする現象を生じておるのであります。これを下げたにない理由等について、簡単に伺いたい。

○説明員(武田誠三君) 私の御説明の仕方が非常にまずかつたかと思ひますが、パリティそのものを否定するとか、そういうつもりで申し上げたものではないので、たとえば二十五、六年のときの価格そのものがきわめて永久

に妥当するものであるかどうかということに、まあ一つの問題があるのではないだろうかということなので、もちろん、価格の形成方式としてはパリティ方式といふものもございしますし、あるいは生産費方式もございしますし、米のように生産費及び所得保証といふような考え方の算定方式もございしますし、まあいろいろあると思ふのでございします。そこでパリティ価格、現在の制度そのものが全部悪いとか何とかいふことではないので、現実には二十五、六年の価格でパリティをすつとはじいていきますと、そこに値下げをしてわざわざ逆さやを作つておるつもりは毛頭ないのでして、国内の麦の価格と現実の国内で消費をされるときその末端の価格との間に、どうしてもそのパランスがとれてこないという形になつておつたわけですね。で、その間のさやを一般会計で繰り入れをして負担をするという方式がとられるならば、これはまた一つの考え方であるかと思ひますけれども、ともかくもそこに非常に大きな幅が出て参りますと、先ほど申し上げましたように、買入れなら買入れについてぐるぐる回つてくる、悪循環をしてぐるぐる回つてくる、買入れ期間の制限をつけなければならぬといふようなことも一面出てくるかもしれない。そういうような点について、さらに基本的に現在麦価なり何なりといふものについて、もう一度再検討をする余地があるのではないだろうか、こゝろいふことではございません。

○堀本宜實君 これは根本的な問題でございしますので、いずれまた詳細に伺いたいと思ひますし、こゝで議論を

いたしましてもどうかと思いますが、もう一つついでに伺いたいと思ひますのは、先ほどの私の聞き違ひかとも思ふのでありますが、かつてもそういう御意図があつたように伺つたときもあるのをごさいまするが、たとへば買入時期を変更する、あるいは短縮する、時期を切るというよりなことをお考えになつたことがございませうか。將來またそういうことにおいて生産者に及ぼす影響というよりなことを御研究になつたことがございませうか。

○説明員(武田誠三君) 麦の買入時期の制限について考えたことがあるかというお尋ねでございませうが、これは研究したことがございませう。それは今申し上げましたように、買入価格の方が払下価格より高いという形になりました場合には、まあ私もといたしましては、一度政府が売りました麦がまた政府に還流してくるということでは、何のためにやっておるのかかわらない、非常な弊害を生ずるということもございませうので、麦の出回し時期として、最盛期は大体九月一ぱいでほとんど九〇数%のものが政府に從來買われおるわけにございませう。そういうことから、たとへば十月末まで買入れを行なつて、それから買入れをストップして、それからあと新麦の払い下げをしていくという方法が、一つの考え方として考へ得るのじやないかというのを検討いたしましたことはございませうが、その方式がきつめてい方式だとは思つておりませうし、今すぐそういうことをやろうというよりなこともまだ考へてはおりませう。もうちょっと簡単に……。去年の麦価の決

定に当りましては、小麦の価格比によつて基礎計算をされたと思つておるのでありますが、ことしの予算に計上されておるものについて、やはり小麦の価格、価に對するところの比例によつて基礎をおきめになつたのか、その点伺いたいと思ひます。

○説明員(武田誠三君) 麦の買入価格につきまして小麦価格を使いましては、二十九年と三十年でございませう。昨年は小麦価格はたしか私使わなかつたように記憶をいたしておりますが、ことしの予算麦価にございましては、小麦価格比は使つておりませう。

○堀本宜實君 あれはどやうして小麦価格を……。これだけじゃありませんが、今までもいろいろ、食糧庁でも計算をされる基礎になるべき価格を、いろいろなところにお変へになるように思ふのでありますが、小麦価格比にすることにおいて価格が上る、一般国内産麦が上るというよりな考へか、あるいは、もし小麦麦価を基礎にしたときにそれが下るようになったのか、そういうことはおわりじやございませうか。そういうことでお変へになるのではありませんか。

○説明員(武田誠三君) 二十八年の大麥、それから裸麥の価格をきめました際に、対小麦価格を使いまして加算をいたしております。これは御承知のよう、二十七年に間接統制に移りました。で、小麦につきましては、政府への買入れが相当進んだわけでありませうが、大麥、裸麥につきましては、ほとんどまあ自由流通の形になりました。価格それ自体が非常に不安定な形になつたわけにございませう。そういうふうに、大、裸に對しまする需要も一方

で強くなつたこと、それから小麦につきては、小麦と大、裸との間の需給関係等も、大、裸精製関係の方がやや苦しかったというよりな形もありませう。これの大麥、裸麥についての買入価格をバリエテで算出したましたよりもやや上回つた価格にきめた、こゝういふために使つたわけにございませう。

○小笠原二三男君 この十六ページにある三十一年度の食糧會計予定損益計算書ですが、これにある期末現在高三千四百億のものが、今後七月までの間に調査会の決定いかんによつて消費米価が上れば、この評価が變つてくるということがあるのですが、これはこれで決算として出るのですか。私、わからぬので、盛んに論議がある問題ですからお伺ひします。

○説明員(武田誠三君) 例の評価のことですが、いろいろ論議をされておるのでありますが、これは食糧特別會計の損益の場合に、三月末日現在で持つております米なり麦なり、そういうもののをどう評価するかというところで、損益が、御承知のようになつて参るわけでありませう。で、この前年度より繰越高、この中に米の持越高あるいは麦の持越高が全部入つておるわけでありませうが、私どもの方で從來とも三月末の評価をやつております方式として、修正完価主義をとつております。これはその三月末に持つております米で、その年の米穀年度、従つて十月末まで配給に充當するものが大部分三月末にあるわけでありませう、その米が一体幾らで売れるであらうかということの価格から、それを売却いたしますまでの見越し経費——金利でありませうとか、あるいは保管料でありませうとか、

そういう見越し経費を差し引きまして、その値段で評価をいたしておるのではありません。それを修正完価主義と一応呼んでおるわけにございませうが、そこで四月以降に、消費者価格と申しますか、政府の払下価格を賣えるというところに相なりませうと、三月末の、今の修正完価の計算方式が違つてくるわけでありませう。で、その四月以降の売渡価格をどういふふう計算をするかというよりなことでございませう、三十一年度の全体でいへば百六十一億、内地米について百九十九億といふものの損益が違つてくるわけでありませう。で、そのところが今いろいろと御議論になつておられるところかと思ひます。

○小笠原二三男君 それはさういふやうな方でなく、次の米穀年度、次の予算年度へそのまんま持つていつて、この再評価益が出るなら出で、翌年度へ出ていくというやり方で、なぜいけなういふんですか。帳面の上ではもうこれなは翌年度の利益なりあるいは損失なりで出てくる、そういうやり方でなぜやらないのですか。

○説明員(武田誠三君) これはまあ大蔵省の方のお考えもあるかと思ひます。が、私、いい悪いと申しますよりも、百六十一億といふものを三十一年度中に繰り入れをいたしまして、そして四月なり、あるいは七月なり八月なりに、かりに値上げをいたしました場合には、三十二會計年度の食糧特別會計は何十億かの黒字を結果するといふことになるわけです。それから今の百六十一億を本年度中に繰り入れをいたさないで、さうして決算確定後に決算上出ました赤字を繰り入れまし

した場合に、三十二會計年度としては、最後の繰りが前年度の百六十一億が繰りになりますかわかりませうが、その赤字を埋めて、三十二會計年度において生じただけの赤字なり黒字が出てくる、こゝういふ格好になるわけでありませう。で、そこで百六十一億といふものが、一応四月以降現在の価格のままでいくというよりな前提に立つておるわけでありませうから、その前提を變えていくといふことになりませうならば、この数字が變つてくるわけでありませうから、これはむしろ決算確定後に繰り入れを持つていくといふことの方がその点では明確である、こゝういふことではないかと思つております。

○小笠原二三男君 さういふふうな年度に、事実としてはもう四月一日以降になつていくものを、いろいろ操作してひっくり返して、三月三十一日現在の決算といふものに持つてこれの根拠は、どういふところにあるのですか、會計年度をさういふふう自由にやれる根拠はどこにあるのですか。それは七月までのところは支払勘定や何かは、出納は閉鎖しないから、それはやつていくでしやうけれども、しかし前年度分はあくまでも前年度分で始末をつける部分だけなんで、新しく起つてきている要素は、その新しく起つた年度で始末すべきではないのですか。何かしやうと論なんですが、私の議論は、

○説明員(武田誠三君) 期末に持つております在庫をどう評価するかというよりな問題なんで、そこで食糧特別會計の、何といひますか、損益といふものを、できるだけ健全な形といひますか、あるがままの形に表現をしていくといふことが本来の目的であらうと思

います。そこで、当然高く売れるべきものを故意に安く評価をするということは、これは含み益を多くする、こういうことになると思います。それから故意に高く評価するということになりますと、これは翌年度への赤字を、一種のタコ配に似た格好で赤字を含んだ、つじつまは合っているけれども赤字を非常に強く含んだ帳じりになっている、そういうものはむしろ会計のあり方としては不健全なので、このように売れるというはつきりした見通しの立った場合には、それによって評価をして、最後の決算をするというところが、形として正しいのではないのだから、形として正しくないのだから、修正主義というものを従来からとってきておるのであります。

○小笠原三男君 現在では消費者米価の値上げという事はないのですから、なぐても、決算期にきておるのですから、そういうことがもう確定に予定されておるといふならともかくです、形の上では消費者米価を上げるという事はないわけですが、ないこの事象で、何というか、利益を含んでおるとか、過大な損失を見積ったとか、過小評価するとか、過大評価するとかいう、そういうような問題はないのです。現在の状態において正當な評価をしたものがその金額で、あとは来年度でそれはどう評価されようが、それは来年度に回す。そして終る食管会計は年度々々でちゃんと押えていくというものが、なぜいけないのです、今の説明を聞いても、その点は私はつきりわからないのです。わからぬが、いいです。答弁はしなくてもいいです。あとの別の機会がありますから……。

そんなら、この間やった、取り消しはしたが、閣議決定に一応なった、前内閣でなつた消費者米価を幾らか上げるといふことは、どれだけのものを金額的にカバーしようという事で計算されて、あれだけの米価引き上げといふことを、一応取り消しになつたけれども、予定したんですか。これは一応物事の考え方として、事務的に伺いたい。

○説明員(武田誠三君) これはどれだけの赤字を消すということが主たる目的で、値上げなり何なりをきめたという事で論議があつたといふことではないので、それは一つ……。

○小笠原三男君 それはそれでいいから、それなら結果として……。

○説明員(武田誠三君) 結果としてなり、要素としては、もちろんあると思ふのです。

○小笠原三男君 どのくらい……。

○説明員(武田誠三君) これは現在のお話の、御承知のように、現在政府の配給いたしておりますお米の国内産米のコストですつとも参りますと、末端の消費者価格といふものは一升が百二十二、三円になつてくると思ふます。それで、従いまして、この前の希望配給の制度を最初にやりましたときに、消費地の希望配給の価格一升百二十円という計算を出しておりますが、百二十円ないし百二十二、三円というものが大体のコスト価格になつておる。そこで、そこまで値上げをいたしますれば、国内の内地米についての収支はおおむね、とんとんになるという形であると思ふます。あの当時のいろいろ、新聞紙上等にも出ておりますが、

一升百十七円五十銭というよりな形になつておる、その限りにおいては、国内産米だけをとりましますと、あれだけでは赤字は消えないという値段でございいます。で、その間の米におきまして、ういつた損失を、外麦なり何なりでカバーをして、食管の収支がとんとんになつてくるかどうか。というものは、ほかの方の赤、黒との関係が集約されて、食管会計としてどうなるかといふことになるわけでありまして、国内の内地米に關します限りは、百十七円五十銭といふあの当時出ておりました価格では赤字にはならない、赤字のまゝになつてゐる。それからなお百六十億といふものがどうなるかといふことにつきましまして、これは値上げの時期がいつになるかといふことによつて大幅に変わつて参ります。

○小笠原三男君 それから、あと二つで済みますから、簡単なことで……。

○説明員(武田誠三君) 将来そういう形になつた場合ですね、えさなどの損失といふような、えさの問題ですね、こういうものは食管会計といふもので経理して受当なものなんです。えさは人間食わないものですからね。

○説明員(武田誠三君) これは当初に申し上げましたように、食管特別会計が、御承知のように、当初食糧管理法の中の物資だけを扱つておつたわけですが、農産物価格安定法、それから飼料供給安定法、さらにテンサイの振興法、こういったものによりまして、それぞれの特別会計を作るといふ行き方でもちろんあると思ふのであります。が、特別会計を立て、かつそういうものを、これは現実的に物を管理をし、操作をしなければならぬものであり

ますが、そういうものにつぎまして、人件費なり事務費なりの関係、あるいは仕事をやつて参ります関係上、米麦を扱つております食管の中での一つのパートとしてそういうものを扱うといふことが、そういう面では合理的な面もあるわけで、そして食管会計の中であつたものの買入れ、売渡しの行なつておるのであります。これを各部門別に、主要食糧の勘定、えさの勘定、それから農産物勘定といふような勘定を明確にいたしました。勘定別に中を切り離していくといふ行き方も一つ考えられると思ふのです。それから、あるいはまた、全然別個の特別会計にしていこうというやり方もあると思ふますが、これらの点については、私どもとしては今後どういふふうな形が最もいろいろな面から見て合理的であり、はつきりしているかといふことについては、検討をいたさねばならないといふつもりで、いろいろとやつておるのであります。

○小笠原三男君 最後に、そういう一例をあげて申したことは、税金として一般会計から繰り入れようが、消費者米価としてめいめいの家計に響くのが、負担するのは国民一般なんです。それに国民一般が必要としない、特殊なものが必要とするえさとか、あるいは主食でないといふと語弊があるけれども、農産物のある種のものとか、こういうものが消費者米価の値上げなどといふことでカバーされるということには、しろうと論議としては疑義があるのです。これは検討してもらいたいといふふうに私は思ふのです。それから資料の要求をしますが、先

たこの赤字の内訳ですね、米が幾ら、麦が幾らと出たからといって、それを聞いた私ははあとお聞きだけのことで、なぜここの赤字が出てきたかという点を資料として出してもらわなければ、検討のしようもない。で、米について百九十九億といつて、まあ生産者価格、消費者価格との価格差というものもあるし、中間経費といふものもあるし、外米の買付の仕方もあろうし、いろいろ内訳としては損失も出てきておる計算があると思ふのです。で、この内訳をわかる程度のもので出してもらいたし、それからこの予定損益計算書で損失の部、利益の部などといふことで出されて、株主總會へ出ていつてここの赤字を持たせられたと同じです。何のことかわからない。検討のしようもない。従つて、これをここの計数を出した資料を、その前の資料を出してもらいたし、私はそういうことを申し上げるのは、皆さんの方でも積極的にそういう資料を出して、ここの企業と申しますかの努力をしたけれども、ここの赤字が出たの、しかしここの赤字がここに出たの、それは損失を小さくすればよかつたけれども、ここの事情でこれだけの損失に出でた、いろいろな理由があるでしょう。そういうことを積極的に言われなければ、読売新聞その他に出でておるような伏魔殿的な印象しかわれわれは持たぬです。積極的にそういうものを出してもらいたし、出てきて、それでなおわからなければ、その出た資料を計算したその前の資料を私はまた要求します。それは国民の税

金なりあるいは国民の負担でまかなっている会計なんですから、あなたの方で積極的になさるというものをこの国会を通してどしどし出して、国民の前に明らかにする義務があると思ふのです。

いろいろ言われれば言われるほど、そうしてその中に少くとも、これはよけいなことを申し上げるようですが、食糧庁自身としては、人為的に行政の、と申しますか、操作のやり方が悪いために損失を大きくしたなどという問題については、積極的にこういふ運営はよくなかったというより、自己批判書くらいは出すべきですよ。それを何でもつじつまを合やす、あるいはふたをするというふうに聞える。そんなことではないと思ひますが、あなたは、ないと思ひますが、そういうふうに聞えるから、そうかそれでは一つ聞いてみようかというので、いろいろ聞きたくなる。だから、これだけの資料ではわれわれしろうとはわかりません。で、これの赤字の現われた内訳を出してもう一つ、損失の部、利益の部、この計数の出ている根拠資料を出していただきたい。

○清澤俊英君 関連で、さつき島村さんが言われていたが、黄粟米の買入年度以来ずっと支払った倉庫料、それから保管料、金利、それに手持分置等もやられると思ひますから、そういうような手数料等の経費、それから今まで払ったのはどのくらいあるか、それを一つ。

○仲原善一君 米価に關係した問題でございしますが、特に生産者米価と申しますか、買入価格に關連した問題で、一点だけお伺ひしたいと思います。それは、歩どまりの加算の問題でござい

ます。これは去年は、硬質米のできる地域の特殊上御考慮になりまして、政策的な配慮もあつて、一石当り二十五円というものを加算されております。まあ、こゝしもこの歩どまり加算をどういふふうにお考えになつていらっしゃるかと、このことをお伺ひしたいわけですが、もつと具体的に申し上げますと、私の方で農林省で作つておられるいろいろな資料をもとにして計算してみますと、大体基準になる米価は歩どまりが九三・六%、これは去年でございしますが、九三・六%というのを基準にして基準の米価をきめておられるようでございしますが、ところが、実際にはこの九三・六%以上の歩どまりのある県が相当ございします。たとえば九四・二%に相当する県が実は十二県ありまして、これはまあ県別に申し上げますと、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、それから東京、神奈川、山梨、長野、それから岐阜、鳥取、島根と十二県ございします。

それからさらに九四・三%でいわれる〇・七%も上回っている県が十七県であります。これが静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、山口、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、それから鹿児島島の十七県です。それから九四・四%の歩どまりの県がございまして、これは差額が〇・八%になります。これは愛知、三重、岡山、広島、愛媛と五県であります。多いのにならなすと、実に九四・五%で、〇・九%以上の県、これは香川県がございします。こういうふうにはいろいろな県によつて差等があるにもかかわらず、大体九三・六%というのを基準にして歩どまり加算をやられております。結局、歩どまり加算、この

九三・六%以下の県の米の値段のこのしわ寄せを、先ほど申しました多くの県が負担しているという結果になつております。これをさらにもう少し具体的に申し上げますと、去年の米価の九千五百七十円というこの基本米価に對しまして、先ほど申しました十二県分の県はさらに五十七円四十二銭というものを加算していただかないと、バランスがとれない。それから十七県分につきましては六十六円七十七銭、それから五県分につきましては七十六円五十六銭、それから香川については八十六円十三銭という加算が、実は公平な計算の基礎になると思ひます。で、全体これを總計して平均してみますと、六十五円四十四銭という加算をすれば、平均で大体バランスのとれた米価になるというところが、計算の上で出てくるわけでございますが、この点、こゝの米価の中に農林当局としてはこの歩どまり加算というものを御考慮になつていらっしゃるかどうかというのを、お伺ひいたします。

○説明員(武田誠三君) こゝの米価と申しますか、具体的には米審で決定されるわけでありまして、予算を構成いたしました際の米価の中には、歩どまり加算と申しますか、これは結局東北、北陸等の軟質米地帯の米と硬質米地帯の米との間の格差をどう見るかというところであると思ひます。昨年は、その当時の情勢をいたしまして、その間の格差を二十五円というふうな考えでおつたのでありますが、軟質米地帯を下げて硬質米地帯を上げるという操作をせずに、その半分の十三円を硬質米地帯に加算をしたという形になつておるのであります。本年の予算米価の

一万円の中には、その中でその間の必要な格差についてはつけていくと、こゝういふ考え方をいたしてあります。

○仲原善一君 ただいまのお話では、去年より以上には……去年の範囲内で加算するということでございますか。

○説明員(武田誠三君) これは幾らもの格差にするかということにつきましては、過去の米価もさきによく計算し直して見る必要もございしますので、そのとき幾らつけるかということは今から申しかねますけれども、一応昨年と同じ関係とすれば、両者の間の開きは二十五円程度になるものと考えます。

○仲原善一君 これは関係する農民が実際にたくさんございまして、先ほどお話しした軟質米地帯については、大体例の早場米の奨励金というので相当農民が潤つておりますけれども、関東、関西地域の農民については、先ほどお話しした通りのこの歩どまりの点で、非常にアンバランスになつていて、この声が非常に多いと思ひます。

従つて、彼ら農民の中の強い要望をいたしましては、この歩どまりのみならず、硬質米については、さらに食味のいいということやら、水分の少いということやら、従つて非常に保管がやさしいし、それから輸送の場合も非常に便利だということ、歩どまりの加算の上にさらにアルファを加えてほしいという要望が熾烈にございしますので、計算上出てきます六十五円何かにさらにプラス・アルファをつけてほしいという要望があるという点を、よく御承知の上で、予算的な措置なり、米価決定の際に十分御考慮願ひたいと思ひます。全体の金額で約六億五千万円ばかりになるようでありまして、

○安部キミ子君 先ほど清澤先生から黄粟米のことと、それから倉庫料の事柄について資料要求をされましたから、私はその質問は省きます。

先ほどのお話の中で、黄粟米が今十一万七千トンもあるという報告でしたが、一年間に二万七千トンの処理ができ、あとは置いておいても、黄粟米は拡大しないんですか。

○説明員(武田誠三君) 病変米につきましては、置いておきまして、もちろん長い期間になりますと、米質そのものが痛んで参る面がございしますが、病変菌そのものが非常に進行するということとは、一方で燻蒸等も入りましたものについてやつておりますので、必ずしも進行をするという形は認めておりません。

で、現在病変米につきましては上、中、下の三つに、菌の専門家に仕分けをしていただきまして、それで上のものをさらに菌検定を非常に精密に行ひまして、菌検定の結果、無菌の判定の出来たものについては、食品加工用に回したい。それから仕分けの結果、内部まで相当の病変菌の滲透があるというように認められますものは、これをアルコール原料に回して参りたい。で、中間見当のものはいずれに属するかは問題でありますので、これについての処理の方法なり、菌検定の問題について、現在サンプリング協議会というものを、大学の先生方にお集まりを願つて作つておりますが、そこでサンプリングの方式を今検討していただいております。

○安部キミ子君 そんな金のかかる黄粟米を、国民の税金でかかえておるといふ管理のやり方に対しては、私は疑

義があると思うのです。そういうふうなことをなさるから、毎年赤字はますますふえる。おそろしい悪いものだったから、早く処理をして……。このデータでは何年くらい古い米があるかわからないけれども、この資料も私は出してもらいたいです。何年前に買入れた米がどれほど積っているかという在庫品の明細書も、この次の委員会にいたしたいのでありますが、去年は決算委員会でも黄変米のことが出たし、それで決算委員会でもいろいろ食管会計のことで問題があった通りなんです。それから、よほどあなたの方で食管会計のことについてはこまかい配慮がなければ、ますます国民は迷惑すると思います。いろいろ質問したいことはたくさんありますけれども、これはまた次にします、きょうはおそくなりましてから。

○藤野繁雄君 前の河野農林大臣は本委員会でも、農産物の価格が支持価格を割った場合においては、予算がなかったらば、予算は移用してでも買い上げて、支持価格を割らないようにする、というふうな声明を本委員会でもしておられるのであります。現在カンシヨ澱粉及びパレイシヨ澱粉は支持価格を下回っているというお考えでありますか、維持しているというお考えでありますか、また輸給関係はどういうふうになっているというお考えであるか、その点を伺いたいと思います。

○説明員(武田誠三君) 澱粉の問題でございますが、澱粉の価格につきましましては、必ずしも政府の買入価格を維持しておると思いませんが、一時よりは上向いてきておるものと考えております。澱粉の問題につきましては、今

後砂糖の価格等にも非常に大きく影響してきていると思いますが、そういうもののとのにらみ合いも十分考えまして、澱粉についての処理は誤まりなきを期して参りたいというふうに考えます。

○藤野繁雄君 現在、それではどのくらい、需給関係で過剰があるとお考えですか。その過剰があるために値段が押えられているというところだとならば、それだけの数量は政府が買い上げなくちゃいけない、こういう段階にないのであります。そういう点についてのお考えを伺いたいと思います。

○説明員(武田誠三君) 澱粉の買い入れにつきましては、私ちよつと具体的にこまかい数字を今持っておりませんので、申し上げかねますが、政府の買い入れにつきましては、御承知のように、いろいろ各方面からのお話もござ

いますわけでありまして、従来の予定計画に沿いまして買い入れは進めて参りたい、かように考えておるわけであり

○藤野繁雄君 昨年政府は、二月十四日から六月二十五日までの間に二千六百六十五万貫、これはカンシヨ澱粉、それからパレイシヨ澱粉が百九十六万貫、こういうふうに買い上げています。そういうふうなことで、ある程度澱粉の価格を維持することができたのです。それで本年におきましても、少くとも昨年同様くらいは買い上げて、価格の維持をして、農産物価格安定法の趣旨を徹底すべきであると考えているのであります。現在においては、まだ、どのくらい数量を今年度内に、三十一年度内に買い上げるといふ予定がないのであります。

○説明員(武田誠三君) ちよつと今詳しいデータその他を持っておりませんので、お答えいたしかねますので、後ほど担当の課長なり部長から御説明を申し上げたいと思います。

○藤野繁雄君 私の計算によれば、少くとも過剰が千三百万貫くらいはあるのじゃないか、こう考えるのであります。でありますから、千三百万のうちの少くとも半分以上は、本年度内に買い上げていかなくては、澱粉の価格の維持ができないのじゃないかと考えるのであります。河野農林大臣は、さつきも申し上げたように、支持価格を下回る場合においては、いつ何ときでも、予算がなくとも、移用によつて買い上げる、こういうふうなことを言明しておられるのであります。もし政府の方で支持として買い上げないということだとならば、前大臣の言質に反することになるような気がするものであります。いかがですか。

○説明員(武田誠三君) お話の点につきましては、私詳しくその間の事情をちよつと、申しわけないのであります。が、承知いたしておられるので、よく長官その他にも御質問の趣旨等を御説明申し上げまして、別の機会に責任のあるお答えを申し上げます。

○藤野繁雄君 それからいま一つ、買い上げの問題については、政府の支持価格の値段以上で作ったところの澱粉でなくては、政府は買い上げないのだ、こういう説明があり、また政府当局からも、各地方庁その他業者にも通知が出ているのであります。でありますから、今回余ったところの澱粉を買い上げる場合においても、最初の政府

の声明のような条件のものに限って買

い上げてきなくてはならないのであります。この点いかがでありますか。

○説明員(武田誠三君) 澱粉の買い入れにつきましては、原料イモの価格が想定をいたしてあります支持価格以上の価格の原料を使ったものというところが、農産物価格安定法の価格支持の一つの、何と申しますか、建前としての考え方でありまして、従いまして、これにつきましまして、できるだけそういう形のもので確認し得ます限り確認をするという方式で、そういうものを買い取るというふうにいたしたい。現に

もうそういう考え方を取り進めておるものと思っております。

○藤野繁雄君 それでは、現在澱粉は政府の支持価格に達していないのだから、すみやかに買い上げてもらいたいという要望と同時に、その買上げる場合においては、なまイモの値段が政府の支持価格以上のものをまず買取り、こ

ういうふうなことですみやかに方針を決定して、買い上げていただきたいという希望を述べて、私の質問を打ち切ります。

○東隆君 今澱粉の話が出ましたが、砂糖とも関連が非常に多いと思うので、そこで、砂糖の原糖の輸入をもう少しふやしてくれという要望がだいぶ業者の方からあります。しかし、この際は私はふやすべきでなくて、そうして澱粉との見合いにおいて数量を決定すべきじゃないか、かえって減らすべきじゃないか、こういう考え方をもちますが、どんなふうなお考えになつておられますか。

○説明員(日比野健児君) 砂糖の問題につきましまして、来年度の輸入量をどう

するかという御質問でございます。するが、実は正確な結論はまだ、通産省その他の関係もありまして、出ておりませんけれども、大体の計算の方式といったしましては、価格なりそれから所得なりの見通しの上に立ちまして需要量を算定する、こ

ういうことで農林省としてはいいきたい、そう思っております。そうしますと、大体需要量といたしましては、消費量と申しますか、年間の消費量といたしましては、来年度よりは少し減る数字が出てくるんじゃないかと思ひますが、まだ正式な算定はやっておりますのでちよつと申し上げかねますが、御指摘の澱粉の問題その他等を十分考えまして、需要量を算定したい、農林省としてはこのように考えております。

○東隆君 それから麦の輸入の問題ですが、余剰農産物の受け入れが中止になったようですが、従つて、今年度の麦の輸入量は小麦の協定の範囲ぐらゐにとどめるというふうな考え方で進むわけにはいきませんか。それとも、余剰農産物として入ってきているものを加えた分を輸入をされる計画ですか。

○説明員(武田誠三君) まことに恐縮ですが、協定の範囲内の数量というのと、どういふ御質問でありますか。ちよつとわかりかねますが……

○東隆君 これは、小麦価格協定その他においての問題と、それから余剰農産物の関係でも入ってきたもの、そういうふうなものに加つて毎年の輸入量になつていくわけですから、この際余剰農産物関係が中止になりましたから、そこで麦の輸入量は相減ってくるんじゃないか、こ

ふうになるか、お考えはいかがですか。
○説明員(武田誠三君) 麦の輸入でございますが、三十一会計年度、従つて、昨年の四月から本年の三月までの輸入の数量と申しますか、日本に到着いたしまして政府の買入れ見込見込数量は二百二十六万トン程度でございます。それから三十二会計年度の小麦の買入れの見込みは二百二十二万トン程度でございます。余剰農産物の受入関係の取りやめとか、そういうようなことと関係なしに、まあ私どもとしては需要量の方から必要な買入数量とあるいは輸入数量とかいうものをはじき出してきておりまして、おおよそ三十二会計年度中の輸入必要量というものは二百二十二万トン程度ではないかというふうに実は考えております。

○東隆君 小麦の中にソフトとハードがあつて、そうして結局、余剰農産物等の関係で日本に入ってきたものは非常にソフトが多いわけです。軟質小麦が非常に多かったわけですね。そこでこの軟質小麦は、これは日本の水田の裏作に十分にできるものなんですね。ところが、政府は麦の価格を決定するに当って、日本で米が当時余つて仕方がなかったと、あるいは減反をしなければならぬと、こんなことまで言われた当時の米の価格と麦の価格の比率、あれは六〇%くらいになつてゐるのではないかと思ふのですが、その比率に麦の価格を持ってこようとしておるわけですね。そのために、非常に無理をして外国から安い小麦を大量に入れておるのではないかと、こう思ふわけですね。従つて、輸入する量を減すことによつて国内におけるところの麦の価格を少し上げるなら、おそらく関東以西にお

けるところの水田の裏作において麦の作付は非常にふえてくるのではないかと。従つて、食生活の改善だの何だのといつて、粉食をせよなんと言つても、海外から買つてきたものでもって食生活の改善をやつてみたつて、これは問題にならぬと思ふ。そういうような意味で、国内におけるところの生産を高め、また食糧会計内におけるところの赤字をできるだけなくするためにも、私は今の農林省がとつておるところの、少くとも麦に対するところの考え方を根本からひっくり返して、そうして輸入量をできるだけ減す、しかも日本に割合にたくさんとれないところの硬質小麦のみを輸入する、こういう考え方に立つていったならば、相当ほんとうの意味におけるところの食生活の改善ができると思ふ。私はそういうふうな意味で、非常に麦の価格その他についての考え方が間違つておると、こう考へておるのですが、この点はどうですか。従つて、そういう考え方に立てば、麦の輸入のうち少くとも軟質小麦というものは切つてしまふ、こういう考え方はなるのですが、その点はどうか。

○説明員(武田誠三君) 私どもの方で外麦の買付を計画いたします際に、もちろん、先ほど申し上げました数量等につきましても、品質別に一応考へておるわけでありまして、従いまして、ハードではどの程度の数量が必要か、ソフトなり、セミ・ハードでどの程度必要か、そのソフトのうちで、国内のものゝ当然供給力として前提におきまして、なお不足するものを買付をするという考え方で、実はやつております。従いまして、お話のように、国内の麦

がふえてくる、小麦がふえてくるというところに相なりますが、おのずから、お話のように、ソフトの需要として、買付としては減つていくというふうな形になつてござるを得ないだらうと思ひます。現在輸入として大きく伸びていきますものは、やはりカナダのハードに対します需要が非常に大きいという形でございます。

○東隆君 ソフトとハードの輸入の数量を一つ、最近のものでいいのですが、年次別に一つ資料をお願いいたしたらい。○上林忠次君 食糧の統制をどうするか、やめるか存続するかという問題は、いつも農林省におきまして、政府、内閣におきまして、ますます検討されることになっておりますけれども、三年前くらいに、私、食糧庁長官に聞いたこともあるのですが、はたして今の現在の状態で、こういうふうな米に対する嗜好を前にして、一カ月のうちどの程度内地産米の供給、あるいは外米の供給日数、どの程度の日数が供給されるならば手放しでいけるといふような調査があるか、というふうな話も聞いたのですが、農林省ではほとんどその辺の研究はしておらぬのです。食糧庁でやらぬのならだれがやるかというふうなことで、悪口を言ったことがありますが、現在の状態では、現在の副食物の価格の関係もありませんけれども、相当粉食の奨励もした結果、効果が現れてゐる。今の状態では、果して内地米の数量、どの程度供給ができるなら手放しでいけるかというふうな、現在の皆さんの食糧庁のお考えはどういうふうなところまでいっていただけますか。どういふような研究をされておりますか。

○説明員(武田誠三君) どの程度であれば手放しでいけるかという御質問ですが、この点につきましては、私どもとして今具体的にどうでござりますかという事は段階まで検討はできておりません。粉食なりあるいは粒食等の問題につきましても、これはお話のように、麦なり米なり、あるいは外米なりの価格等で、非常に違つて参りますと同時に、各家計の状態によつても非常に違つてくると思ひのであります。で、一昨年から昨年にかけましての豊作の結果、非常に実は米食が進んでおります。特に粉食なり麦食というものと米食というものの関係におきましては、非常に高所得層と申しますか、水準以上の所得層におけるパンの消費というものは、ある程度固定化の傾向をたどつておると思ひのであります。それ以下の層におけるパン食というものは、これは非常に不安定な形を示しております。そういうところは、価格の問題なり、あるいは米の量がよければ出るかどうか、家庭の調理の習慣というものもございまして、いろいろいづれかというところ、米食の方に逆戻りする傾きがこういふ豊作続きの年においては出てきておるのです。従いまして、ほんとうに、何と申しますか、米でなくともいいという階層というものはまだそれほど多くないのでござります。一方で学校給食等の結果、若年層においては相当パンの消費を苦痛でなく消費をしておるといふ傾向が順次出てきております。そういうものが全体としていろいろに構成上入り組んでおりますので、具体的にこの程度まで固定したということがなかなかよくと出しにくいのでありますが、ともか

くも全体の傾向といたしましては、一方でそういう固定化してくる傾向が強くもつておると同時に、全体の消費そのものとしては、不安定要素に入つておる部分がまた米食に逆戻りをしてきておるといふのが、昨年からことしにかけての状況であるように考へております。

で、いろいろやみ米の調査でありますとか、それから米食に對するアンケートもあつたところの調査機関でお取りまとめになつたのや、私どもの方で二、三とりましたものもござりますが、地域によりまして非常に米食に對する嗜好度が違つておるようでございます。同じ大消費地でも、東京、横浜よりも大阪の方が米食に對する需要といひますか、嗜好度といひますか、高く出てるような調査もござります。ですから、全体を通算してどういふふうになつてくるかというところについては、今ちょっとここですぐお答えできるような段階に達しておりません。

○上林忠次君 これはむずかしい問題です。われわれももちろんわかりませんけれども、大体本州の北の方……北歐におきましても小麦の産地にくい所、そういうような所は馬鈴薯にかえて、すっかり食生活を変えてしまつたという国もあるように、いつまでも米にたよつておつても、日本は米は自給自足できないので、粉食にかわるよりしよがないので、それでは粉食にかわるような奨励措置、いろいろなことをやつておるかどうかというところ、政府はやつておりません。学校給食で少し粉食の奨励をやつておるようなことで、大したことはやつておらぬじやな

いか。この際食糧制度を変えるならば、米に集中して、米の市場は混乱するだろう。貧困者は麦を食えという問題もありましたけれども、麦を食っていくんだというのが現状でございまして、高くつかないように、前農相あたりは畜産品の増産を盛んに言っておりました。漁業関係の発展と同時に、肉食品の増産をして、粉食にしまして安く食っていきける、こういうようなことも言っておりましたけれども、私は三年前も申し込んですけれども、それは麦を食えというだけでは、麦では実際食っていきけない。かえって生活費が高くなるので、米をどんどん輸入して赤字を出してやるよりも、麦の値段を半分あるいは三分の一の値段で、二重価格で売ったらいじやないか。一方畜産品の増産と同時に、麦でもやっていきける、米でなくても生活の方はその方が楽だということまでいかなければ、だめじやないか。その点も、大きな粉食奨励の施設もできておきませんけれども、そこまでのいかなければ、日本の食糧の問題は解決しないと思うのでございましてすけれども、それはそれとして、一部の首脳者の間では、食糧制度を廃止したかどうかという議論も相当あるようですが、果していつになつてそういうふうな時期が来るかわかりませんけれども、そういうふうな時期が来たときには、これは農林省としては小さな問題ではありますけれども、しかしながら、食糧会計では大きな部門を占めておる人件費、二万五千のあれだけの人間をかかえておる。この人たちの将来をどうするか。食糧の今の職員はそれぞれ心配していると思うのですが、私はいつか

そういうふうな時期が来るということも予想されるならば、今のうちにあの二万五千をどういう工合に有効に働いてもらふかということも考えておかなければならぬじやないか。すでに食糧の統制というものは、統制じやない。今の統制は、統制ではないじやない。仕事も減つていくわけでありまして。相当努力がそこを遊んでおると思ひますけれども、あの人的資源をうまくどこかに使はせようかと思ひます。相手がどういふふうなことをお考えになつておられますか知りませんが、私は、農林関係では共済制度という、ああいうふうな共済制度は問題になると思ひますが、もつと今の食糧の人たちをあの方に回して、しっかりと査定をやるというところまで、そういうふうな方面に人の口を今から見つける。今からでも、相当行き得る、仕事としては余剰の人があるように想像されますが、そういうふうなことも考えなければならぬし、また、生産方面の、今の普及員制度は途中でとまつております。あれは未端まで行つておりませんが、あの方にもこの人たちを使つて指導の強化をはかる、そういうふうな方面まで今から考えなければいけないうじやないか。これはもう何となく問題かも知れませんが、また、その方向に行くには可能性が相当強いと思ひております。これに対して、今の食糧の人たちの前途というところは、どういふ工合に考えておられますか。全然そういうふうなことはまだ食糧庁ではお考えになつていないのか、少しは考えてもらわなければいけぬのじやないかと考へますが、いかうにお考えですか。

○説明員(武田誠三君) 食糧庁の職員の問題であります。統制撤廃といふことの段階までは私も思ひをいたしておりましたが、すぐ職員をどこかに回すというふうなことは、具体的には何も実は考えておりません。しかし、現在おられます職員に余つてきておるかといふことにつきましまして、私も思ひます。米にしても麦にしても、その扱つておられます量はさして変わっておりません。現実に二万数千人おられますうちの大部分の職員は、末端の検査員でございまして。これは統制といふものを問はず、一つの国営検査としまして、米、麦、イモその他の農産物についての検査業務といふものは、相当部分がいづれでも残るべきものではなからうかといふふうにも実は考えております。国営検査がいかに、従来のような県営検査がいかに、いろいろな問題があると思ひますが、現在の検査といふものは、統制といふことを離れまして、これはあるべきことではないだらうかといふように考えております。具体的に先々どういふこととしまして、現在の人たちで非常に余つておるというふうな状況ではありませんで、その点だけは申し上げておきたいと思ひます。

○上林忠次君 もちろん食糧の検査は永久に必要であらうと思ひますが、数は相当流用できる人があるのではないかとこのことを考へます。それから米の輸入による赤字です。これを私は麦の方の買入価格、売渡価格の二重価格によつて、もつと粉食の奨励ができるのじやないかといふ気がするのですが、少し飛躍しておりますけれども、そこまでは行かない、ほんとの食糧の自給自足はできない、思ひ切つて麦を今の値段で買入れて、三分の一で売るといふことまで考へなければいけないのじやないか。日本全体の米依存の強さをほんとうに粉食にうんと転回させるというところは、そういうことからやらなければいけないのじやないか。これは私の大ざっぱな飛躍した意見でありますけれども、そこまで農林省は食糧の指導をしなればならぬ。これは私の意見でありますから、お答えは要りません。

○河野謙三君 簡単に伺いますが、武田さん、麦は間接統制を今やっておりますが、買入価格の方は法律によつて価格の基準はきまつておりますが、同時に、販売価格は、これは麦並びに麦から発生する副産物について、政府は監督をし、指導を厳にしております。従つて、販売価格の変動につきましては、指導の立場に立つて、また責任もあると思ひますが、そういうふうな解釈でいいですか。

○説明員(武田誠三君) 麦の政府で一応想定をいたしております価格、消費者想定価格といふものから、逆に払下価格を算定しておりますのは、御承知の通りでございまして。従ひまして、それに基いて出て参ります副産物等についても一応の、飼料需給安定法、飼料の安定価格等との関連において、一応の織り込みをいたしておるわけでありまして。従ひまして、指導としては、先般の麦価の改訂の際にも、各関係業界には、ふすまなり麦ぬかなり、そういった副産物の価格につきましても、また製品等につきましても、一方で乱売と申しますか、非常な乱売といふことは避けるべきであらうと思ひますが、適正な価格で販売をするようにという指導をいたしております。ただ、これはマル公とかそういうものではございせんので、法的なり権力的に何か押さつておきたいと思ひますが、指導としてはできるだけのことをやつていかなうかと思ひます。

○河野謙三君 そこで、現在政府の粉の想定価格といふのは九百九十何円でしやう。しかるに、現在粉の価格は九百七十何円ですか、六十何円ですか、それから一方ふすまの想定価格につきましても、これは粉とは逆に、想定価格よりも常にふすまの市場価格は高い、こゝういふことですね。これがしかも一時的の現象ではなくて、最近三三年来常に、政府が想定するふすまの価格よりも市場価格は高く、逆にややもすれば粉の方は想定価格よりも市場価格は安い、こゝういふことで推移しているわけなんです。これをわれわれから見ると、今は製粉屋さんが、粉屋が本業じやなくて、ふすま屋さんである。ふすまが本業である。製粉会社の採算は、ふすまの方で採算を合して、粉の方は副産物である。こゝういふことは、武田さんも大体お認めになる。認めなければいかぬと思ひます。そうすると、農家の方から見ると、小麦の場合で言くと、二千幾らで政府が買ひ上げてくれる。政府は高い高いと言つて恩に着せながら買ひつておるけれども、農家の方から見れば、一俵二千円で政府に売つて、今度は、その中身を取られて、皮を賣るときは三十キロで一俵農家は今

八百二十、三十円で買っている。六十キロにする、実に千七百円である。中味を二千円で取られて、皮を六十キロにして千七百円で買っている、こういう現実なんです。これに対して私はいく少しい、製粉会社は製粉会社らしく、粉が本業であつてふすまが副業である、そういう形において原価計算されて、想定価格をきめられる。もう少し粉の想定価格を、常に市場価格にさや寄せさせるように努力し、そのことによつてふすまの想定価格というものが市場価格にさや寄せする、こういうことになるとと思いますが、これはマル公じゃありませんから、一時的にはでこぼこになるかもしれないけれども、最近四三年の傾向としては、今私が申し上げたようなことなんだが、何とかこれは、政府においてもいろいろ対策を苦慮されておると思いますが、最近これについて何か特に具体的に、想定価格と市場価格をさや寄せさせるための施策というものを、お持ちになつておりますか。

○説明員(武田誠三君) これは実は非常に、私どもその点については苦慮いたしておるのでございます。ふすまの方の価格を下げる、そのために、一方で御承知のようにふすまの輸入もやっておりますが、国内でのふすまの生産もふやしていくということも、一つやらざるを得ないことであると思います。そういたしますと、一方で最近非常に粉の需要が落ちておるようでございますから、そこにあまり無理をかけますと、どうしても今度粉の値段の方が逆に圧迫されてくる。こういうような關係をもつて参ります。実は去年の暮れからことしの初めにかけてまして、ふす

まの値段が、御承知のように、非常に上っております。それに対応いたしまして、学校給食の粉を一時早く、冬場でありますので物に心配はありませんので、早目に加工するように指令をいたしまして、ふすまの供給を多少ともふやすとか、それからオフ・グレードの低質小麦につきまして、ふすまを目的とした生産をさして、粉はごくわずかしか上らないような形で生産をさせるとかというようなことをやつておるのですが、ふすまの方をよけい出そうとすると、おのずから粉がよけいできてしまふものですから、その關係をどういうふうにもっていくかというところで、いろいろ、小手先なことであるかもしれませんが、といったようなことを実は今やつておるわけであります。この問題については、御指摘のような点が従来からあるわけでありますので、今後ともよく検討して、もっと適切な方法があれば、それを実施に移していかなければならない、こういふふうに思っております。

○河野謙三君 委員長初め他の委員の方は大へん迷惑をかけますから、私は質問は後日に譲りますが、ただ、今お話がありましたから、一点だけ私の考えを申し上げます。

いろいろ粉の価格の安定、ふすまの価格の安定について苦慮されている点は、よくわかりますけれども、私は具体的に一つ提案しますが、あなたの方で、毎月学校給食について政府の方で出して、それから発生するところのふすまは政府のものである、そう考えてもいいわけですね。考えようによっては、そうですね。それなら、学校給食によって委託加工しているのですか

ら、それによって出てくるところのふすまぐらいは、政府がひもつきで農業団体等これを直接政府の想定価格で渡してやることは、私はできると思うのですが、できませんか、それは。

○説明員(武田誠三君) これは、副産物につきまして、政府のものにするということも一つの考え方であると思います。現在は、御承知のように、学童給食の加工につきましては、副産物取引と見合いで加工賃をきめておるのでございます。従つて、そのやり方の問題はであると思いますから、お話の点は十分検討いたしたいと思いますが、一方で学校給食の小麦につきましては、これは御承知のように、全国に散らばつておるものであります。従つて、地方の中小製粉の育成というような考え方もありまして、学校の教育委員会等とも十分これは連携を保つて、教育委員会の指定する製粉業者に加工をいたしておるのでありますが、非常に実は散らばつております。そういうところまかく散つておりますものを、全

部お話のようにまことめてうまく処理ができるかどうか、そういった点にも技術的な問題があると思うのでありますが、いずれにいたしましても、今のお話の点については、よく検討させていただきます。

○河野謙三君　今の問題でも、私はもう少し掘り下げていろいろと、質問というよりは話し合いをしたいと思ひますけれども、時間がありませんから、委員長に一つお願いしますが、冒頭に申し上げましたように、食管の会計につきましては、これは一々問題だらけであります。従つて、もう少し農林省と質疑を重ねる時間を一つ与えてほしい。

い。私は、その具体的方法としては、委員会の運営に対して大した支障が起らぬように、別途小委員会等を設けてやつたらいと思ひます。あるいは本委員会で委員長が、二日でも三日でも、この問題を掘り下げて検討する機会を与えて下さればけっこうですが、いずれにしても、そういう機会を与えていただきますと、われわれは、国会開会中でなければ別ですが、国会開会中に、政府が調査会で検討させるから、その推移を見ておれというようなら、そういう無責任な国会議員であつてはならない。これは農林委員会におきましては、調査会の推移いかんにかかわらず、われわれは与えられた期間内において、与えられた資料に基いて、十分積極的に検討すべきである。そういう意味合いで武田さんに申し上げておりますが、この間農林大臣に、調査会に要求された資料は細大漏らさず積極的に本委員会に出してもらいたい、こういうことをお願いして、大臣からも快諾を得ておるわけです。であ

りますから、まだ調査会は発足しなくても、調査会にはこういう程度の資料はやらなければならぬという準備はされておると思いますから、これは一つあなたの方で、先ほど小笠原さんからも御要求がありました、積極的に資料を出していただきたい。ことに具体的な資料、元請の何を調べる機会を一つ与えて下さい。

○説明員(武田誠三君) 写しですね。

○河野謙三君 写しでけっこうです。

それを委員長、私は特別にお願いしておきます。

○委員長(堀末治君) お答えいたしておきますが、資料の問題は、この前の

お話をあつたとき、すでに安樂城君の手を通じて事務次官の方へ文書で申し出ておりますから、私からあと催促することにいたします。

なお、食管会計の検討の問題については、先般来あなたさんからあいう御意見であつたことを私も承知しておりますが、何はともあれ、本委員会で一通り聞くものは聞いて、それから私どもの考えをまとめた、実はかように思っております。きょういろいろお話を聞き、皆さんの御質疑の内容を承わっておりますと、ほんとうに私どもとしては、真剣にこれと取り組まなければならぬということ、私も精切に感じましたから、小委員会を置くか、あるいは本委員会でもう二、三回要するに真剣に検討した上にするか、それを私も十分に考慮して、明日あたりに御相談いたしたいと、かように思っております。

本日は、これで散会いたします。

午後四時五十七分散会

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓營農振興臨時措置法案

一、土地改良法の一部を改正する法律案

開拓營農振興臨時措置法案
開拓營農振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、營農の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的にその營農の改善を図らうとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることにより、これらの開拓者に營農の基礎を確立させ、

もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とする。

(開拓農業振興組合)

第二条 この法律で「開拓農業振興組合」とは、その組合員たる開拓者で次の各号の一に該当するものの数が農林省令で定める基準に達している旨の都道府県知事の認定を受けた農業協同組合であつて、当該開拓者からの申請に基づき、政令で定めるところにより、総会の議決を経て、振興計画（これらの開拓者の農業条件を改善するため当該農業協同組合が行うべき措置について定める計画をいう。以下同じ。）をたて、当該振興計画につき都道府県知事の承認を受けているものをいう。

一 その配分を受けた土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅滞その他その者の責に帰することができない理由により、農業生産の基礎的条件の整備が遅延しているため、農業による総収入額が農林省令で定める基準に達しないこと。

二 その者の負債で農林省令で定めるものの年間償還額が農林省令で定める基準をこえていること。

2 前項の振興計画は、農林省令で定めるところにより、同項に規定する開拓者の作成する農業改善計画に基づき、次の各号に掲げる事項について定めるものとし、当該振興計画についての同項の承認の申請は、昭和三十四年三月三十一日までにするものとする。

一 農業改善計画の達成に必要な開墾建設工事、開墾作業等農業生産の基礎的条件の整備に関する事項

二 農業改善計画の達成に必要な資金の調達及び償還に関する事項

三 前二号に掲げる事項について、地方公共団体、金融機関等から受けようとする援助に関する事項

四 その他農林省令で定める事項（国の助成措置）

第三条 政府は、都道府県が、農林中央金庫又は政令で定める農業協同組合連合会（以下「融資機関」と総称する。）との契約により、当該融資機関が農業改善資金を貸し付けようとする開拓農業振興組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該融資機関に對し利子補給を行ふ場合における当該利子補給に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に對し補助することが出来る。

2 前項に規定する農業改善資金は、開拓農業振興組合が、第二条第一項に規定する開拓者に対し、当該開拓者が当該組合から借り入れた災害に係る経営資金（その経営資金の貸付に充てるための資金を、農業協同組合連合会が、都道府県との契約により利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令で定めるものに限る。）の返済に充てるために必要な

資金として利率年五分五厘以内（政令で定める場合は、年に三分五厘以内）及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

3 第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金の額は、当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

ただし、貸付金の利率が前項の規定により年三分五厘以内に定められていた資金に係るものにあつては、当該利子補給額の百分の六十又又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年四分五厘で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

第四条 政府は、都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が前条第一項に規定する農業改善資金を貸し付けようとする開拓農業振興組合に對し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に對し補助することが出来る。

2 前項の契約は、その契約条項中に次の各号に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回復によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これに当該融資につき損失補償を受けない損失をうけ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

3 第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する損失補償についての補助金の額は、当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条 前条第一項の規定により補償金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約条項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（国及び都道府県の援助）

第六条 国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓農業振興組合に對し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

（農地法等の特例）

第七条 開拓農業振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者から、農林省令で定めるところにより、その者が旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。）第四十一条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同条第四項で準用する措置法第二十八條の規定（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」という。）第三条の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。）（買収した未墾地の売却）により売却を受けた土地、権利又は立木、工作物その他の物件（採草放牧地にあつては、措置法第四十条の六第一項開闢して農地とすべき牧野等の指定）の規定により指定されたもの（売渡後の未墾地の特例）の規定により適用される農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十一条（売渡後の検査）の規定による都道府県知事の検査が完了していないものについて、当該検査の時期を延期すべき旨の申請があつたときは、都道府県知事は、施行法第十二條の規定により適用される農地法第七十一条の規定にかかわらず、措置法第四十一条第二項で準用する措置法第二十条第一項（売渡通知書の交付）の売渡通知書に記載された売渡の時期から起算して八年をこえない範囲内で相当と認める期日を指定し、その期日の到来後遅滞なく当該検査を行うものとする。

2 前項に規定する土地、権利又は立木、工作物その他の物件で同項の申請に係るものについて施行法

者から、農林省令で定めるところにより、その者が旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。）第四十一条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同条第四項で準用する措置法第二十八條の規定（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」という。）第三条の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。）（買収した未墾地の売却）により売却を受けた土地、権利又は立木、工作物その他の物件（採草放牧地にあつては、措置法第四十条の六第一項開闢して農地とすべき牧野等の指定）の規定により指定されたもの（売渡後の未墾地の特例）の規定により適用される農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十一条（売渡後の検査）の規定による都道府県知事の検査が完了していないものについて、当該検査の時期を延期すべき旨の申請があつたときは、都道府県知事は、施行法第十二條の規定により適用される農地法第七十一条の規定にかかわらず、措置法第四十一条第二項で準用する措置法第二十条第一項（売渡通知書の交付）の売渡通知書に記載された売渡の時期から起算して八年をこえない範囲内で相当と認める期日を指定し、その期日の到来後遅滞なく当該検査を行うものとする。

第十二条前段の規定により農地法第七十二条第一項ただし書（買戻、第七十三条第一項処分制限）及び第七十四条（適用除外）の規定を適用する場合には、施行法第十二条後段の規定にかかわらず、これらの規定中「第六十七条第一項第六号の時期」とあるのは、「開拓農業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第 号）第七十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する期日」と読み替へるものとす。

土地改良法の一部を改正する法律案
土地改良法の一部を改正する法律
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十四条の九」に、
「第四章 補則（第二百三十一條―第二百三十七條）」を「第五章 監督（第二百三十一條―第二百三十七條）」に改める。
「第四章 土地改良事業団体連合会（第二百三十一條―第二百三十七條）」を「第五章 監督（第二百三十一條―第二百三十七條）」に改める。
「第七章 罰則（第二百三十七條―第二百四十五條）」を「第七章 罰則（第二百三十七條―第二百四十五條）」に改める。

第三条第四項中「農地法」を「第九十四条の八第六項又は農地法」に改める。

第六条を次のように改める。

第七条第一項を次のように改める。

第五条第二項の規定による同意があつたときは、同条第一項の者は、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必

第八条 前条第一項に規定する土地と同項の申請に係るもの（農地となつたものに限る。）のうちその完済の時期から起算して八年をこえ、十一年を経過するまでのものについては、政令で、耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）第三條から第七條まで、耕土培養地域の指定、対策調査、耕土培養事業計画等）の規定の特例を定めることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

「第四章 補則（第二百三十一條―第二百三十七條）」を「第五章 監督（第二百三十一條―第二百三十七條）」に改める。
「第五章 監督（第二百三十一條―第二百三十七條）」を「第五章 監督（第二百三十一條―第二百三十七條）」に改める。
「第七章 罰則（第二百三十七條―第二百四十五條）」を「第七章 罰則（第二百三十七條―第二百四十五條）」に改める。

要な事項を定め、同項の認可を申請することができる。
第九条第三項中「第七條第一項の認可の申請」を「同項の規定による申請」に改める。
第十八條第六項中「二年」を「四年」に改め、同条第十項に後段として次のように加える。
役員の名又は住所に変更を生じたときも、また同様とする。
第二十三條第二項ただし書中「四

十人以上」を「三十人以上」に、「六十人以上」を「四十人以上」に、「八十人以上」を「六十人以上」に、「百人以上」を「八十人以上」に改める。
第二十九條の二の次に次の一條を加える。
（仮理事の選任等）
第二十九條の三 役員職務を行ふ者が不在のため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他利害関係を有する者の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は役員を選挙するための總會を招集して役員を選挙させることができる。

2 前項の總會の招集については、第二十八條及び第四十五條の規定を準用する。
第三十一條第二項中「第二十八條」の下に「（第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。
第三十二條第一項中「定款又は規約」を「又は定款」に改める。
第三十三條第二号中「又は変更」を「若しくは変更又は土地改良事業の廃止」に改める。
第三十四條中「第二十八條」の下に「（第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条ただし書中「定款」を「第二十九條の三第一項の規定により招集される總會以外の總會については、定款に」に改める。
第三十六條第一項中「第九十條第三項又は第九十一條後段」を「第九十條第四項又は第九十一條第一項後段」に改める。

第三十八條中「（第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭を含む。）前条の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金」を「第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭及び換地計画又は交換分合計画において定める清算金（以下次条までにおいて「賦課金等」と総称する。）及び賦課金等に係る延滞金並びにその延滞金以外の前条の過怠金」に改める。
第三十九條第一項を次のように改める。
土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第三十七條の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。
第三十九條第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつているときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなればならない。

3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対して、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。
4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
第三十九條に次の一項を加える。
7 第一項又は第二項の督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
第四十條第一項中「必要がある場合には」の下に「都道府県知事の認可を受け」を加え、同項に次のただし書を加える。
但し、当該事業年度内において償還する借入金の借入については、都道府県知事の認可を受けることを要しない。
第五十二條第五項中「第三十四條」を「第三十四條本文」に改める。
第五十三條第四項中「その額並びに支払の方法を」を「当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法」に改め、同条の次に次の一條を加える。
第五十三條の二 換地計画において、従前の土地の所有者でその者の当該換地計画に係る従前の土地の面積の合計が政令で定める面積をこえないものからの申出

があつた場合には、その申出に係る従前の土地については、前条第一項の規定にかかわらず、その土地に照応する換地を定めなければならない。この場合において、その換地を定めない土地について、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者があるときは、土地改良区は、換地を定めなければならない。これらの者の同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

第五十四条第一項中「公告があつたときから従前の土地とみなす。」を「公告があつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時に消滅するものとする。」に改める。

第五十六条第三項中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六十七条第一項第二号を次のように改める。

二 第二百三十五条第一項の規定による解散命令

第八十五条第三項中「これを関係都道府県知事に提出しなければならない。」を「これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、国営土地改良事業に係る前項の規定による書類の提出を受けたときは、当該書類に、当該事業の適否についての意見を記載した書面を添付し、これを農林大臣に提出しなければならない。

第八十六条の見出しを「(適否の決定)」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「農林大臣又は都道府県知事」に改め、「国営土地改良事業又は」を削り、「事項につき予備審査を行わなければならない。」を「土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第八十七条第一項中「農林大臣が前条第六項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府県知事が同条第五項の規定により適当とする旨の決定をしたときは」を「前条の規定により申請に係る土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは」に改め、「進達又は」を削る。

第八十七条の二第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、前項に規定するものの外、第八十五条第一項の規定による申請がない場合でも、土地改良事業計画を定めて左に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 前項の規定により土地改良事業を行う場合において、同項の事業に附帯して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地につ

いて第二条第二項第一号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業経営の合理化に寄与するものが明らかであるときにおけるその同項第一号又は第三号に掲げる事業

二 発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業の用に供する施設で政令で定めるものの建設工事とあわせて第二条第二項第一号又は第三号に掲げる事業の工事の全部又は一部を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その事業の施行に係る地域の土地における農業経営の合理化に寄与するものとして、国土資源の総合的な開発に資することが明らかである場合におけるその同項第一号又は第三号に掲げる事業

第八十八条の次に次の一条を加える。

(特定土地改良工事)

第八十八条の二 国は、左に掲げる土地改良事業の工事を行う場合において、その工事の完了を促進するため特に必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることができる。

一 かんがい、排水施設の新設又は変更で政令で定めるもの

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

三 第一号に掲げる事業によつて生じた施設(第九十四条の六の

規定により都道府県又は土地改良区等に管理させているものを除く。に)についての災害復旧

第九十条第二項中「政令の定めるところにより」の下に、「条例で」を加え、同条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」と、第三項又は第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、「負担金」の下に「(第三項の規定による負担金に代えて前項の規定により徴収するものを除く。)」を加え、同項を同条第五項とする。

第九十条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第八十七条の二第二項の規定により国が行う同項第二号の事業(公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ)に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定による外、都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四条の八第四項の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第九十一条中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による分担金を徴収する条例については、地方自治法第二百七条第三項(分担金に関する公聴会)の規定は、適用しない。

第九十二条中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第九十四条第一項中「普通財産であるもの」の下に「(以下「土地改良財産」という。))」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第八十七条の二第二項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じた土地

三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件(農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。)

第九十四条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の八条を加える。

第九十四条の二 農林大臣は、国営土地改良事業において道路又は水路(これらの附属物を含む。以下この条において同じ)の付替工事を行ったときは、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を付替工事によつて用途を廃止された道路又は水路を構成する土地又は工作物その他の物件と交換することができる。

第九十四条の三 農林大臣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による路線の認定を得られない道路(その附属物を含む。)を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を、当該道路の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林大

臣の指定する者（次条及び第九十四条の六において「土地改良区等」という。）に譲与することができる。

2 農林大臣は、第二百二十二条第一項の規定による補償に相当する金額の範囲内で、当該補償に代え国営土地改良事業の一部として行う工事によつて生じた土地改良財産たる工作物その他の物件を同項の規定により補償を受けるべき者に譲与することができる。

第九十四条の四 農林大臣は、左に掲げる場合には、土地改良財産たる用排水機を土地改良区等に譲与することができる。

一 土地改良区等において管理の費用を負担した用排水機でその用途を廃止したものをその負担した費用の額の範囲内において当該土地改良区等に譲与すること。

二 土地改良区等の寄附に係る用排水機でその用途を廃止したものをその寄附者たる土地改良区等に譲与するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものである限りではない。

第九十四条の五 農林大臣は、土地改良財産につき、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

一 国営土地改良事業の種類及び地域名

二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模
三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額
四 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び事由
五 その他必要な事項

2 前項の土地改良財産台帳は、国営財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条に規定する台帳に代るものとし、その様式は、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

第九十四条の六 農林大臣、土地改良財産（第九十四条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

第九十四条の七 前六条に規定するものの外、土地改良財産の管理（前条の規定による管理の委託を含む。）又は処分について必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の八 農林大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、省令で定める手続により、配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、政令の定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込のあるもののうちから適当と認められる者を選定し、その者に左に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらの者に対しても配分通知書を交付することができる。

一、配分を受ける者の氏名又は名称及び住所
二、配分する埋立予定地の所在の場所及び面積
三、土地の用途
四、配分の条件
五、第六項の規定による使用をさせる場合にあつては、使用期間及び条件
六、その他省令で定める事項

4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき国の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

5 前項の完了の期日は、公有水面埋立法によつて造成される埋立地又は干拓地については、同法第四十二条第二項の規定により竣功の通知をする日とし、その他の埋立地又は干拓地については、その埋立地又は干拓地とあわせて同法によつて造成される埋立地又は干拓地がある場合にはその同法によつて造成される埋立地又は干拓地について同項の規定により竣功の通知をする日とし、その他の場合には竣功の期日として農林大臣の定める日とする。

6 農林大臣は、第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を農林大臣の定める条件で使用させることができる。

7 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償とする。
第九十四条の九 第九十四条から前条までの規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第九十五条第二項中「概要を定め」を「概要を公告して」に改め、同条第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改める。
第九十六条中「前条」を「第九十五条」に改める。

第九十六条の二第三項中「第六条から第九条まで」を「第七条から第九条まで」に改める。

条まで」に改め、同条第四項中「第六条第四項の規定により決定をする場合（当該市町村が行おうとする土地改良事業がかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八條第一項の規定により決定をする場合）」を「第八條第一項の規定により決定をする場合」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 土地改良事業団体連合会

（目的）

第百十一条の二 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

（法人格）

第百十一条の三 連合会は、法人とする。

（原則）

第百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。
一 営利を目的としないこと。
二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
三 会員の議決権が平等であること。

(種類)

第百十一條の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。)及び全国土地改良事業団体連合会(以下「全国連合会」という。)とする。

(名称)

第百十一條の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いてはならない。

(地区)

第百十一條の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。

(登記)

第百十一條の八 連合会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(事業)

第百十一條の九 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 会員の行う土地改良事業に関する技術的援助
- 二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- 三 土地改良事業に関する調査及び研究
- 四 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導
- 五 前各号に掲げる事業のほか、第百十一條の二の目的を達成するため必要な事業

(会員の資格)

第百十一條の十 地方連合会の会員たる資格を有する者は、地方連合会の地区内において土地改良事業を行う者であつて定款で定めるものとする。

2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 その施行に係る地域が二以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地域内の土地の面積が省令で定める面積をこえる土地改良事業を行う者
- 二 地方連合会

(設立)

第百十一條の十一 連合会を設立するには、その会員にならうとする五人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、定款を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

第百十一條の十二 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款を修正することができない。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

もの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。

第百十一條の十三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行われると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

第百十一條の十四 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事となるべき者に引き渡さなければならない。

第百十一條の十五 連合会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款)

第百十一條の十六 連合会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 地区
- 三 事業
- 四 事務所所在地
- 五 会員たる資格に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利義務に関する事項

八 事業の執行に関する事項

九 役員に関する事項

十 会議に関する事項

十一 会計に関する事項

十二 公告の方法

2 連合会の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、連合会の解散の事由を定めたときはその事由を記載しなければならない。

3 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可の申請があつた場合には、第百十一條の十三第二項の規定を準用する。

(加入)

第百十一條の十七 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

(脱退)

第百十一條の十八 会員は、六十日前までに予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由によつて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解散
- 三 除名

4 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(役員)

第百十一條の十九 連合会に、役員として理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(総会の議決)

第百十一條の二十 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更
- 三 毎事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認
- 四 経費の賦課及び徴収の方法

2 前項第一号に掲げる事項に関する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

(経費の賦課)

第百十一條の二十一 連合会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。

(解散)

第百十一條の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

三 定款で定める解散事由の発生
四 第百三十五条第二項の規定による解散命令

2 解散の議決については、第百十一条の二十第二項の規定を準用する。

3 連合会は、解散の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。
(準用規定)

第百十一条の二十三 連合会には、第十八条第六項から第十項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条、第六十八條から第七十一条まで並びに第七十六條の規定を準用する。この場合において、第十八条第十項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と、第六十八条第二項中「第十八条第十項から第十二項まで」とあるのは「第十八条第十項」と、第七十六條中「清算法人」、第七十五條「裁判所」による清算人の選任、第七十六條「清算人の解任」、第七十八條から第八十條まで「清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出た債権」、第八十二条「解散・清算の監督」及び第八十三条「清算終了の届出」とあるのは「及び第七十五条から第八十三条まで(清算)」と読み替へるものとする。
第百十四條の見出しを「(土地台帳法の特例)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九十四條の八第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者が同条第四項の規定により所有権を取得した土地については、土地台帳法の登録については、政令で特例を定めることができる。
第百十七條中「の適用」を「並びに第九十四條の八の規定の適用」に改める。

第百十八條第一項第四号中「第五条、第七條」を「第五条第一項の認可の申請」に改め、同条第三項中「できない場合」を「できないか、又は困難である場合」に改め、同条第四項中「前項」を「第二項」に改める。
第百三十二條に次の一項を加える。

2 農林大臣は、連合会に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があるとき、認めるときは、連合会からその事業に関する報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。
第百三十四條第一項中「前二條の規定による検査を行った場合」を「第百三十二條第一項又は前條の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百三十四條の二 農林大臣は、第百三十二條第二項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、当該連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該連合会に対し

必要な措置を採るべき旨を命ずることができ。
第百三十五條を次のように改める。

(解散命令)
第百三十五條 左に掲げる場合には、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。
一 土地改良区が、第十五條に規定する事業以外の事業を行つたとき。
二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお總會を招集せず、又は省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四條第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
左に掲げる場合には、農林大臣は、当該連合会の解散を命ずることができる。

一 連合会が、第百十一条の九に規定する事業以外の事業を行つたとき。
二 連合会が、法令に違反した場合において、農林大臣が前條の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
第百三十八條第三号中「第百二十七條第一項」の下に、「第百三十二條」を加える。

第百四十一條第二項中「前條」を「前項」に改める。

第百四十三條中「又は土地改良区連合会」を「若しくは土地改良区連合又は連合会」に改め、同条第一号中「第十五條」の下に「又は第百三十一條の九」を加え、同条第三号中「第七十一條」の下に「これらの規定を第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第七十條」の下に「(第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第七十六條」の下に「(第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六号中「公告」の下に「若しくは登記」を加える。

第百四十四條中「又は土地改良区連合会」を「若しくは土地改良区連合又は連合会」に改め、同条第一号中「第二十條」の下に「(第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十七條」の下に「(これらの規定を第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第二十九條第一項」の下に「(第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十九條第三項」を「第二十九條第四項(第百三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五号中「第百三十四條」の下に「又は第百三十四條の二」を加える。

第百四十五條中「又は第七十八條第二項」を「第七十八條第二項又は第百三十一條の六第二項」に改める。

附則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない

範囲内において政令で定める。ただし、土地改良法第八十八條の二及び第九十四條第一項の改正規定並びに附則第十二項から第二十五項までの規定(以下「土地改良財産関係規定」という。)は、公布の日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に土地改良区又は土地改良区連合の役員である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした土地改良法第三十九條第一項の請求に係る滞納処分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に土地改良法第八十五條の規定によつてした申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

5 昭和三十三年三月三十一日まで、は、都道府県は、土地改良法第九十條第二項の規定にかかわらず、條例を定めないうで、同項の規定による負担金を徴収することができる。

6 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第二項の規定による同意を得た土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

7 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「開拓融資保証協会」の下に「土地改良事業団体連合会を」「開拓融資保証法」の下に「土地改良法」を加える。

8 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ七の次に次の一号を加える。

五ノ七ノ二 土地改良区、土地改良区連合又ハ土地改良事業団体連合会ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「全国農業会議所」の下に、「土地改良事業団体連合会」を加える。

10 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「全国農業会議所」の下に、「土地改良事業団体連合会」を加える。

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第九号中「土地改良区連合」の下に「並びに土地改良事業団体連合会」を加える。

第三十六条第八号中「これを行ふ者」を「これらを行ふ者その他これらに関する団体」に改める。

12 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第五号中「埋立地」の下に「(土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じたものを除く。以下同様とする。)」を加え、第七十八条第一項中「第五

十六條第一項の規定により買収した公有水面埋立に関する権利に基いて造成した埋立地」を「公有水面埋立法により農林大臣が造成した埋立地」に改める。

13 次に掲げるものの管理及び処分については、土地改良財産関係規定の施行後でも、なお従前の例による。

一 土地改良法第八十七条の二第二項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて、土地改良財産関係規定の施行前に生じた土地

二 土地改良法第八十七条の二第二項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて土地改良財産関係規定の施行後生ずべき土地で、土地改良財産関係規定の施行前に当該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつたもの

14 土地改良財産関係規定の施行の際現に農地法第七十八条第一項の規定により農林大臣が管理する土地及び権利で国が土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第二号の事業のために取得したもの(土地改良財産関係規定の施行前に、当該土地を含む地域に係る当該国営土地改良事業が完了した土地及び当該土地を含む地区につき農地法第六十二条第三項の規定による公示があつた土地を除く。)

については、これらを土地改良法第九十四条第一項第三号(この法律の施行後においては、第九十四条第三号)の土地及び権利とみなし、同条の規定により農

林大臣が管理し、及び処分するものとする。

15 前項に規定する土地で農地法第四十四条第一項の規定により買収したもののうち農林大臣が土地改良法第九十四条の八第一項の土地配分計画をたてないことを相当と認めるものは、政令で定める場合を除き、買収前の所有者に売り払わなければならない。この場合において、その売払の対価は、農地法第八十条第二項後段の規定の例によるものとする。

昭和三十一年三月十四日印刷

昭和三十一年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局